

## 「県民の声を受けて」 9月2日公表分の概要

平成25年9月9日  
戦略企画部

県民の声を受けて、9月2日付けで県ホームページに公表した県民の声の概要と県の対応は、別添のとおりです。

声の件数は97件ですが、このうち6件については複数の所属が対応しており（別表の整理番号欄の（ ）内が重複番号）、県の対応件数は103件となっています。

声の種別、部局別の県政への反映区分等の概要は、次の1及び2のとおりです。

また、別表の整理番号欄に、A、Bを印した主な内容は3のとおりです。

### 1. 声の種別

県民の声は、次の7種類に区分して整理しています。 (件)

区分	提案意見	苦情	要望	照会	相談	激励賛同	その他	計
件数	59	13	20	9	—	2	—	103

### 2. 対応部局別反映区分

県民の声の県政への反映については、次の6区分によって整理しています。 (件)

部局等	区分	既に実施している	県民の声を受けて実施した	今年度内に反映したい	次年度以降に反映したい	施策の参考とする	反映は困難である	計
防災対策部		2						2
戦略企画部		2				7	2	11
総務部		10		1		1	1	13
健康福祉部		10	2			5	3	20
環境生活部		9					2	11
地域連携部		3	1	1		2	5	12
農林水産部		5				1	1	7
雇用経済部		1				5		6
県土整備部		1				3		4
出納局								—
企業庁								—
病院事業庁				1				1
議会事務局		3					1	4
監査委員事務局								—
人事委員会事務局								—
教育委員会事務局		5	1	1		1	2	10
労働委員会事務局								—
選挙管理委員会事務局		1					1	2
計		52	4	4	—	25	18	103

注) 各庁舎事務所等は、本庁の各部局にカウントしています。

### 3. 主な内容

#### (1) 職員に関するもの（別表の整理番号欄にAを印したもの）

##### ① 勤務、応対等に関するもの

- ・職員の行動、マナー等に関する意見：No. 18、No. 68
- ・職員の応対等に対する苦情：No. 25、No. 54、No. 55、No. 71、No. 84
- ・職員の応対等に対するお礼：No. 74

##### ② 人事、採用、給与等に関するもの

- ・職員の人事、採用に関する意見等：No. 16、No. 17

#### (2) 県の取組に対する激励・賛同（別表の整理番号欄にBを印したもの）

- ・日本橋に三重テラスがオープンされることを広報で知りました。とても期待しています。：No. 77（三重県営業本部担当課）

#### (3) 「県民の声を受けて実施した」案件

県政への反映区分のうち、「県民の声を受けて実施した」が4件ありました。

県民の声を受けて  
(Web公開)

- ・平成25年9月2日掲載分：8月15日に締め切り、県ホームページ「県民の声」コーナーで公開したもの
- ・下表のうち、「種別」及び「反映区分」欄は、県ホームページには未掲載
- ・整理番号欄に、A、Bを印したものは、今月の主な内容（11件）  
Aは職員に関するもの（10件）  
Bは県の取組に対する激励・賛同（1件）

整理番号	受付年月日	受付方法	種別	【件名】	【概要】	対応部局	対応課	【対応内容】	反映区分
1	2013/7/29	封書 葉書	提案 意見	公共施設の 防災対策に ついて	三重県沿岸部の市役所、町役場などの公共施設を高台に移転してほしいです。その理由は東日本大震災で市役所や役場が壊滅的な被害を受けたからです。	防災 対策 部	防 災 企 画 ・ 地 域 支 援 課	このたびは、貴重なご意見をありがとうございます。三重県内の沿岸部に立地する市役所・町役場や公共施設などにつきましては、三重県周辺で東日本大震災のような巨大地震が発生した場合、ご指摘いただきましたとおり津波による浸水被害を受ける可能性があります。このため、三重県では東日本大震災の発生を受け、即座にマグニチュード9.0の南海トラフ巨大地震を想定した三重県独自の津波シミュレーションを実施し、「津波の浸水予測 平成23年度版」として防災みえホームページ等において公表するとともに、県内市町にデータを提供し、各市町において、庁舎や公共施設の地震・津波対策の検討等に活用していただいています。さらに、現在、国の南海トラフ巨大地震の震源モデルを用い、県が独自に収集した地形データ等を加味するなどして、より詳細な被害想定調査を実施しており、この結果を平成25年度末までに公表することとしています。	す で に 実 施 し て い る
2	2013/7/16	電 子 メー ル	提案 意見	南海トラフ 地震浸水域 想定に対応 について	いつも県民のために、ご尽力いただきまして、大変感謝しております。ひとつ確認をしたいのですが、7月15日のネットニュースに掲載されておりました南海トラフ地震の浸水域想定について、国の想定とは別に各県が独自の条件を考慮して、見直した想定が載っていましたが、断層が動く想定領域に入っている中で三重県だけが唯一「想定する予定」という未着手の判断になっておりました。九州地域などは熊本県の内陸地方でも想定領域でないのに見直しを実施されております。三重県の対応の遅さに驚かされました。想定を出されることで県民の意識もまた変わってくると思いますし、人命にかかわることであればもっと迅速な対応が必要ではないでしょうか。	防 災 策 画 部	防 災 企 画 ・ 地 域 支 援 課	このたびは、貴重なご意見をありがとうございます。ご指摘いただきました南海トラフ巨大地震による津波浸水予測について、三重県では東日本大震災の発生を受け、即座に従来の震源モデルをマグニチュード9.0に高めて設定した三重県独自の津波シミュレーションを実施し、速報版を平成23年9月、確定版を平成24年3月に「津波の浸水予測 平成23年度版」として防災みえホームページ等において公表しました。7月15日付けの報道では、国が昨年度に南海トラフ巨大地震の被害想定を公表した後、これとの比較可能な形での津波被害想定をまとめた都府県として紹介されていることから、三重県は未公表として扱われておりますが、実際には、三重県では国の被害想定が出される前に、全国に先駆け、南海トラフで東日本大震災と同規模のマグニチュード9級の地震が発生した場合の津波の浸水予測と、緊急対策（三重県緊急地震対策行動計画）を公表して取り組んできていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。なお、三重県では、昨年度に国が示した「理論上最大クラスの地震」を想定した震源モデルを用いた浸水想定等と、過去、南海トラフ沿いで100年、150年周期で繰り返し発生してきた地震の中でも大規模な「既往最大クラスの地震」を想定した震源モデルを用いた浸水想定等の双方について、県が独自に収集した地形データ等を加味するなど、より詳細な被害想定調査を実施しており、この結果とその対策もあわせて、平成25年度末までに公表することとしています。	す で に 実 施 し て い る
3 (72)	2013/6/28	電 子 メー ル	提案 意見	知事の公約 と復興予算 について	知事の公約は守れているのでしょうか。公務員の定数は減りましたか。都合のいい事ばかりメディアに出して後は知らんぷりという態度ではないでしょうか。若い力で正しい政治をしてくれる事を望んでいたのに、今までの知事さん達と何も変わらないような気がします。自分さえ良かったら後はどうでもいいのですか。公約を守れない口だけの人だとしたら、残念です。それに「パンプーバスター」とはどんな事業なのですか。そこに復興予算が使われているというのは本当なのですか。これは困っている人から掠め取るようなことではないのですか。私は、個人で被災地に寄付をしてきましたが、このような用途ならもう寄付はしません。被災地の事を思ったらこのような事は出来ないはずだと思います。	戦 略 企 画 部	企 画 課	知事は選挙の際に、4年間の任期において優先的に取り組みたい事項を記載した「政策集」を発表しており、新規に着手するものや既存の政策・事業を見直すもの、実現の目標や方向性を示したものを掲げています。知事就任後には、三重県の中・長期の戦略計画として「みえ県民カビジョン」及び「みえ県民カビジョン・行動計画」を策定することを表明し、広く県民の皆さんからもご意見をいただきながら作業を進め、平成24年3月に策定しました。平成24年度からスタートしたこのビジョンでは、「政策集」に記載された内容を一定程度反映させています。この「みえ県民カビジョン」及び「行動計画」の進行管理については、PDCA（計画・実行・評価・改善）の流れをあらわした行政運営のマネジメントサイクルである「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」に基づいて行うこととしており、目標の達成状況、取組の成果や課題、改善方向等については、「成果レポート」として取りまとめ、毎年7月頃に公表しています。（本年度は平成25年7月10日に公表しました。）	す で に 実 施 し て い る
4	2013/7/29	封書 葉書	照会	道州制につ いて	道州制で三重県は南北などに分割し、伊勢市志摩市以北は東海州に、伊勢市志摩市以南や伊賀市名張市は近畿州に編入するのですか。教えてください。	戦 略 企 画 部	政 策 提 言 ・ 広 域 連 携 課	道州制については、早ければ本年秋の臨時国会に、与党が道州制推進基本法案を提出する動きがあると報道されているところです。しかしながら、この法案は、道州制の導入に向けた検討の基本的方向や手続きを規定するにとどまり、道州制の重要事項や制度設計の詳細は、この法案に基づき設置される「道州制国民会議」で調査審議を行うこととされています。いわゆる道州の区割りについても、その内容は明らかにされておらず、ご質問にあった東海州や近畿州など、全国をどのような道州に区分するかという点さえも不明です。本県では、このような状況をかんがみ、まずは国民的議論が十分に行われるよう、今なぜ道州制の導入が必要なのか、また、道州制の理念や姿を具体的かつ明確に示すよう、全国知事会を通じて要請活動を行っているところです。なかでも、特に道州制の重要な部分については、地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画、立案とその実施について、国と地方の代表者が協議を行う「国と地方の協議の場」をはじめ、様々な機会を通じて十分協議し、地方の意見を十分に反映させるよう提案しています。今後とも、地方の意見が反映されるよう、全国知事会の場も活用しながら、国に対して必要な提言・要望等を行ってまいります。	施 策 の 参 考 と す る
5	2013/8/1	電 子 メー ル	提案 意見	「県政だより みえ」 8月号につ いて	表紙右下「避暑を求めて」は通常の日本語の言い回しではありません。1. わざわざ表紙に使用する理由があるのか。2. 誰が（どういう人）書いたのか。3. 誰が（どういう人）チェックしたのかしなかったのか。4. ゲラのチェックがあれば変だと感じる人はいなかったのか。担当部署のお考えをお聞かせください。	戦 略 企 画 部	広 聴 広 報 課	「県政だより みえ」をお読みいただきありがとうございます。県では、民間活力の導入を図るため、外部委託を進めており、「県政だよりみえ」については、平成19年度から企画立案や取材、掲載原稿の作成などを民間事業者に委託してきました。「避暑を求めて」と掲載した表紙の枠の表現は、委託先の制作者から毎月提案を受け、広聴広報課で確認を行っております。今回、ご指摘いただいたことを踏まえ、今後、県民の皆さんに気持ちよく読んでいただけるよう、日本語の使い方には十分気をつけてまいります。	施 策 の 参 考 と す る

6	2013/7/4	電子メール	要望	「県政だより みえ」へのイベント参加者募集告知について	「県政だより みえ」へのイベント参加者募集告知を載せてもらうことはできないでしょうか。掲載希望月は8月もしくは9月です。	戦略企画部	広聴広報課	「県政だより みえ」をご覧いただき、ありがとうございます。「県政だより みえ」は、県の施策や取り組み、市町のイベントなどを中心に掲載しています。編集にあたっては、市町からたくさん掲載希望をいただいたり、県の各部局からたくさん記事が寄せられたりしていますが、スペースが限られているため、多くを掲載できない状況にあります。県としては、県の情報を最優先に掲載したいと考えており、個人や団体の皆さまからの記事掲載のご希望について、お応えできないことをご理解ください。なお、掲載を希望されているうち、8月号はもう印刷にかかっており、9月号もすでに編集の最終段階です。県全域の各戸世帯へ配布しているため、3カ月前から制作にとりかかっています。参考として、お知らせします。誠に申し訳ございませんが、どうぞご理解のほどよろしく願いいたします。	反映は困難である
7	2013/7/1	FAX	提案意見	県民歌について	「県政だより みえ」7月号を拝見しました。みえ県民歌があることを初めて知りました。ホームページで聴くことができますと書いてありましたが、持っていない者はどうするんですか。県歌が県庁だけのものならいざ知らず、県民歌であるならもっと広く県民が聴けるような方法を考えて頂いたらどうでしょうか、是非ご一考をお願いします。	戦略企画部	広聴広報課	「県政だより みえ」をご覧いただきありがとうございます。三重県民歌を多くの県民の皆さんに聴いていただけるよう、県のホームページに掲載させていただいているところですが、ホームページでご覧いただける環境にない場合は、お手数をお掛けしますが、広聴広報課へお問い合わせをお願いしています。お問い合わせにより、CD（コンパクトディスク）をお貸しするか、もしくは送付いただいた音楽などを録音できるCD-R（コンパクトディスク）に録音して返送させていただきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	すでに実施している
8	2013/7/1	電子メール	提案意見	「県政だより みえ」が縦書きであることについて	「県政だより みえ」は右とじの縦書きで構成されていますが、自宅に届く他の広報文は左とじで横書きです。同じ広報を閉じるときに「県政だより みえ」だけが反対向きになりますが、なぜ横書きで左とじにならないのでしょうか。県の公文書は横書きではないんですか。縦書きや横書きが混在する事の読みづらさを県民が感じているのに、なぜ県職員は感じないのでしょうか。もし感じていたのなら変えない理由は何ですか。電話番号やメールアドレスが縦書きであることの見にくさはわかっているはずなのになぜ縦書きにこだわるのでしょうか。従来の流れを変える大変さはわかりますが、県民に向けて仕事をしていないのではないのでしょうか。	戦略企画部	広聴広報課	「県政だより みえ」をご覧いただきありがとうございます。県では、「文書の左横書きの実施に関する訓令」により、文書の書式は、原則として左横書きとしていますが、縦書きも認められているところです。一般的に、横書きは、数字や英語の表記がしやすいといった利点があるのに対し、縦書きは、横書きよりも1行あたりの字数が少なく、視線が移動する際の負担が少ないという利点があります。「県政だより みえ」については、新聞等も同様であるように、縦書きのほうが視線の移動が少なく読みやすいと考え、構成しています。市町の広報紙につきましては、各市町がそれぞれの規程に基づき、判断されていますので、横書きの広報紙も見受けられますが、県としては、縦書きを続けていきたいと思っております。ただ、縦書きと横書きが混在している部分があることにより、読みづらさを感じられていることにつきましては、読みやすさが損なわれないよう、引き続き、十分気をつけてまいります。どうぞご理解のほどよろしく願い申し上げます。	反映は困難である
9	2013/7/8	封書葉書	提案意見	県政だより みえに関する意見について	「県政だよりみえ」は毎月わかりやすい広報で感謝しています。これは広報の方の努力です。中のページは、各課の行事やちょっとした案内が記載されています。7月号は県民税の取り組みが紹介され、なるほどと思いました。緑は大切ですが、後の維持や大きな視点から考えると森林に従事する人の減少も問題だと私は思います。熊野古道も30年前に行きました。何も考えずにあの時はただ熊野へ行って来たという思い出だけでしたが、こうして県政だよりのページをみますとなぜか熊野速玉大社が、今でも懐かしく思い出されます。今年は伊勢神宮の遷宮もあり、このように神の存在を感じられることに三重県人として誇りに感じます。これからもいろいろな名所を掲載してください。健康福祉部の「熱中症に気をつけましょう」の症状が書かれていました。足のつる時が夜中にありますが、改めて気をつけなくてはと肝に銘じました。県政だよりが廃止になると記載されていました。インターネット配信一本にすることに私は反対です。なんでも経費節減ということで紙の配布をやめるのは許されることではありません。もう少しカラーのインクを減らしてもいいと思います。私も勤めており、パソコンも使用できます。でもそうになったらほとんど見ないと思います。県政だよりは身近に読んで情報を得るものです。	戦略企画部	広聴広報課	県政だよりをご愛読いただき感謝申し上げます。見やすくわかりやすい紙面づくりに努めておりますが、今後とも、お気づきの点がありましたら、ご意見をいただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。さて、ご指摘をいただいております県政だよりの今後の取り扱いですが、インターネットやデータ放送など、様々な情報伝達手段が出てきた中で、県政情報をお伝えする手段として、ほとんどのご家庭で所有しているテレビを活用し、県政情報をテレビのデータ放送でお届けしていきたいと考えています。あわせて、紙の県政だよりの発行も継続し、市民センターや公民館などの公共施設や、スーパーやコンビニなど、生活に身近な場所に県政だよりを設置し、県民の皆さんが手軽に県政だよりを入手していただけるようにしていきたいと思っております。ご指摘のような、広報紙の廃止ということではなく、紙でもデータ放送でも情報をお伝えしていけるようにしていきたいと思っておりますので、ご理解賜りますようよろしく申し上げます。	施策の参考とする
10	2013/6/24	封書葉書	要望	県政だより みえの見直しについて	6月19日の新聞に「県政だよりみえ」の廃止へ 来年4月からデータ放送に移行」という記事がありました。経費を減らさなければならぬ公の事情は理解できますが、データ放送や施設内配置ではなくに高齢者などには不便です。今でも配布を受けてほとんど読まない人が多いかと思いますが、必要としている者は精読しています。各戸配布をやめるなら購読希望者に実費を負担させて郵送する方法を実施したいと思っております。配置場所へ行くのが困難な人は、実費の予納送付を受けることを望むはずで、ぜひ検討してください。	戦略企画部	広聴広報課	この度は「県政だより みえ」に関して貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。県政だよりの今後の取り扱いとしましては、インターネットやデータ放送など、様々な情報伝達手段が出てきた中で、県政情報をお伝えする手段として、ほとんどのご家庭で所有しているテレビを活用し、県政情報をデータ放送でお届けしていきたいと考えています。あわせて、紙の県政だよりの発行も継続し、市民センターや公民館などの公共施設や、スーパーやコンビニなど、生活に身近な場所に県政だよりを設置し、県民の皆さんが手軽に県政だよりを入手していただけるようにしていきたいと考えています。ご指摘のありました、ご高齢等のご事情により入手できない場合など、郵送など本人様のご要望に基づいた方法についても検討していきたいと考えています。	施策の参考とする
11	2013/6/24	電子メール	提案意見	広報紙について	広報紙が廃止されるようですが、パソコン等がない方の配慮も県民の立場に立って考えてください。	戦略企画部	広聴広報課	県政だよりの今後の取り扱いとしましては、インターネットやデータ放送など、様々な情報伝達手段が出てきた中で、県政情報をお伝えする手段として、ほとんどのご家庭で所有しているテレビを活用し、県政情報をデータ放送でお届けできないかと考えています。これまでの広報紙によるお届け方法よりも、テレビのデータ放送の活用によって、多くの県民の皆さんにより多くの情報を、適時にお伝えすることができると考えています。さらに、紙の県政だよりの発行も継続し、紙の県政だよりの配置場所の増設などを行うことで、紙面でも見たいという方のご要望にもお応えすることで、紙の県政だよりの全戸配布を見直していきたいと考えています。	施策の参考とする
12	2013/6/19	電話	提案意見	「県政だより みえ」について	新聞を見ましたが、全戸配布がなくなるとはどういうことですか。データ放送で配信するといいますが、わざわざテレビをつけて、電気代を払ってDボタンを押さないといけないのですか。自治会未加入世帯にも配れるということかもしれませんが、わざわざ未加入の方にあわせる必要があるのですか。全戸配布を廃止する積極的な理由はないのではないかと思います。自治会に入っている多数派の県民の意見を聞くべきです。	戦略企画部	広聴広報課	県政だよりの今後の取り扱いとしましては、インターネットやデータ放送など、様々な情報伝達手段が出てきた中で、県政情報をお伝えする手段として、ほとんどのご家庭で所有しているテレビを活用し、県政情報をデータ放送でお届けしていきたいと考えています。あわせて、紙の県政だよりの発行も継続し、市民センターや公民館などの公共施設や、スーパーやコンビニなど、生活に身近な場所に県政だよりを設置し、県民の皆さんが手軽に県政だよりを入手していただけるようにしていきたいと考えています。ご指摘のありました、データ放送による情報取得につきまして、ご理解、ご協力のほどよろしく申し上げます。	施策の参考とする

13	2013/6/19	電話	提意見	「県政だより みえ」について	報道で各戸配布がなくなると知りました。「県政だより みえ」は、いつも楽しく読んでいます。イベント情報を見ては、行けるところを探して、出かけています。各戸配布がなくなっても、いろいろなところへ置いてもらえるとのことですが、市役所や公共施設となると、遠くて取りに行くことができません。スーパーもそんなに行くことはないですし、高齢者の中には、取りに行くことができない人もいます。また、取りに行くために、バスやタクシーを使うとなると、費用がかかるので、有料でもいいですから、郵送してもらえるなど、弱者にも対応できる入手手段を考えてほしいです。	戦略企画部	広聴広報課	県政だよりの今後の取り扱いとしましては、インターネットやデータ放送など、様々な情報伝達手段が出てきた中で、県政情報をお伝えする手段として、ほとんどのご家庭で所有しているテレビを活用し、県政情報をデータ放送でお届けしていきたいと考えています。あわせて、紙の県政だよりの発行も継続し、市民センターや公民館などの公共施設や、スーパーやコンビニなど、生活に身近な場所に県政だよりを設置し、県民の皆さんが手軽に県政だよりを入手していただけるようにして行く予定です。ご指摘のように、弱者にも対応できる入手手段ですが、ご事情によりどうしても入手が困難な場合などにつきましては、郵送など本人のご要請に基づいた方法についても検討していきたいと考えています。	施策の参考とする
14	2013/8/1	電子メール	提意見	給与カットについて	三重県内で職員給与カットを行わない自治体があると、報道で知りました。三重県職員とその家族だけが、不当な扱いを受けていると思います。このような仕打ちを職員とその家族は決して忘れることはないでしょう。知事の姿勢を不甲斐なく思います。	総務部	人事課	貴重なご意見ありがとうございます。平成25年度の地方財政計画において地方公務員の給与関係経費が削減されたことにより、当初予算編成において地方交付税等の減額により83億円の歳入不足が生じました。この歳入不足への対応について、本県の厳しい財政状況を考えると、人件費を含めた財源捻出を行なわざるを得ません。については、今年度の予算執行に支障を及ぼさず、県民サービスを低下・後退させないこと、また、2年連続での給与減額となることから職員への影響を可能な限り少なくすることを十分に検討した結果、人件費による財源捻出を約53億円として、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの期限を定め、職員の給料月額を職階に応じて3.9%から10%（平均5.5%）減額、管理職手当を一律10%減額する条例案を6月定例会議へ提出しました。この条例案は、平成25年6月28日に可決されているところです。今後とも引き続き健全な財政運営に取り組んでまいります。	すでに実施している
15	2013/6/3	電子メール	提意見	保管場所標章について	三重県職員の中で、通勤に使用する自家用車に保管場所標章を貼る義務があるにもかかわらず、貼っていない方が多数おられます。違反にならないからでは済まないと思います。通勤車両として登録されている車で、貼る義務のある車両をすべて点検してほしいです。	総務部	人事課	ご意見ありがとうございます。保管場所標章については、自動車の種類や保管場所によっては表示する必要のない場合もありますが、原則的には自動車の保有者は当該自動車に表示（貼付）しておかなければならないことが「自動車の保管場所の確保等に関する法律」に規定されています。交通法規の遵守についてはかねてから職員に対し注意を喚起しているところですが、今回いただきましたご意見を踏まえ、今後、様々な機会をとらえ職員に対し周知・徹底を図ってまいります。	今年度内に反映したい
16 (A)	2013/6/14	封書 葉書	提意見	職員の人事管理について	三重県庁では昨年度の文書改ざん、今年度の民間資金の使い込みと、課長職にある者が懲戒処分をされているが、人事管理はどのようにされているのですか。情実人事や国会議員等の口添えにより課長への登用が行われているのではないですか。こうした「昇任基準」について明らかにしてほしいです。	総務部	人事課	度重なる県職員の不祥事により、県民の皆さまの県政及び県職員に対する信頼を著しく損なったことについて深くお詫びいたします。県では、着実に成果を出していくための確かな業務の運営、職員一人ひとりの意欲・能力の最大限の発揮及びその活用という視点に立ち人事配置を行っています。また、管理職への昇任については、指導力や組織マネジメント能力など管理職の職責に必要な能力についての評価を踏まえて行っているところです。今後とも県民の皆さまに質の高い行政サービスを提供するという視点で、意欲と能力のある職員を適正に配置してまいります。	すでに実施している
17 (A)	2013/5/30	提案箱	要望	職員の採用について	平成20年以降、三重県では総務技術員の採用を行っていませんが、今の不安定な雇用状況だけではなく、総務技術員の業務の重要性を考慮して定年退職等が発生した場合において、採用選考を実施してほしいと思います。	総務部	人事課	ご意見ありがとうございます。現業業務については、全国的に業務委託など業務のあり方を見直す動きがあり、本県においてもこれまで見直しを進めてきたところです。こうしたなか、総務技術員についても、現在、業務のあり方を検討しているところでありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	施策の参考とする
18 (A)	2013/5/27	電子メール	提意見	休暇取得中の職員の行動について	病気で休暇取得中の県職員が海外旅行をしていると聞いたことがあります。職員にパスポートの提出を求めるなどして、調査するべきではないでしょうか。	総務部	人事課	職員が心身の故障のために療養が必要な場合、医師の証明等により必要最小限の期間で病気休暇を取得することを認めており、その間、所属長は定期的に本人の状況を確認するとともに、主治医に病状を確認するなどの対応を適宜行っているところです。このように、職員の心身の状況把握に努め、職員の病気休暇取得に当たって県民の皆さまから誤解を受けることのないよう制度の適切な運用を図ってまいります。	すでに実施している
19 (52)	2013/5/22	電話	要望	パスポートの交付と産休・育休について	パスポート交付日数を短くして下さい。6日かかる理由が分かりません。忙しい時は6日でも仕方ないですが、そうでない時は3日とかになりませんか。四日市旅券コーナーに申請した場合、8日かかると言われました。また、受け取りは18:30迄で、申請は16:30に終了するらしいですが、何故でしょうか。普通の会社の場合、17時を過ぎても仕事をしています。知事の育児休暇ですが、育児休暇がとれるのは公務員と大企業だけです。小さい所に勤務するは女性は産休も取れない為、皆辞めてゆくのが実態ですが、その対策もされていません。小さい会社の事も考えて下さい。両方とも知事に届く様にして下さい。	総務部	人事課	ご意見ありがとうございます。三重県では、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれるとともに、その子どもたちが育まれる環境の整備を図るため、平成22年3月に「第二期三重県次世代育成支援行動計画」を策定し、これに基づき、行政が行う環境整備とともに多様な主体の参画・協働・連携による『ささえあいの地域社会づくり』をめざして取り組んでいます。また、概ね10年先を見据えた戦略計画「みえ県民力ビジョン」においても、安心して子どもを生み育てられるよう、家庭や地域、学校、企業、行政などが連携し、ともに子育て支援策を推進することとしているところです。	すでに実施している
20	2013/7/17	面談 来訪	苦情	住民税の滞納について	住民税を滞納し分割で支払ってきました。分割した回数も終わりに近づきもうほとんど支払が終わっただろうと思って確認したら、まだ多額の残金があったので大変驚きました。聞いてみたら「本税としてはゼロになっているが、延滞金に利息がついている」とのことでした。私が分割払いをお願いしたとき、分割回数が終了したら支払がすべて済むような説明をされました。利息がつくなんて知りませんでした。これは県民をだましたことになりませんか。説明を全く受けていないのです。少しでも説明を受けていたら覚えているはずですが。このようなことはきちんと説明するべきではないですか。税金のプロである特別滞納整理班の職員と違って一般市民は素人です。「本税はこのように減って行って、延滞金はこんな風に減って行って、最後にこのぐらいの金額が残ってしまうだろうから、支払の最終盤になったら確認してください」とはじめに説明されていたら、こんなことにはなりません。市の担当者に確認してもらったところ、それに対して特別滞納整理班だと思おうのですが「説明責任はありません」と言われたので大変腹立たしさを覚えました。私は税金は払わなければならないと思っています。分割した回数は支払いますが、それでもいくら残ります。残りの分については説明を受けていなかったわけですから説明不足の減額があってもよいと思います。	総務部	税収確保課	三重県では滞納者の方と折衝する際に、納期限後の納税については法令に基づき延滞金が課されるため、結果として納税額の負担が大きくなることを説明しております。また、納税通知書や督促状などには延滞金についての説明をしており、一般的にはそれでご理解をいただいているところです。今回の件につきましては、説明を受けた記憶が無いとのことですので、当時、説明不足の点があったのかも知れませんが、延滞金については納期限内に納付いただいている大多数の納税者の方々と公平性を確保するため、法令で定められているもので、その減免についても法令に定められているやむを得ない事由がある場合に限られており、今回の件は、このやむを得ない事由にあたるとは認められませんので、ご理解をいただきますようお願いいたします。今後は、ご指摘のとおり、延滞金についてしっかり理解をしていただけるような説明を担当者に徹底してまいります。	すでに実施している

21	2013/6/19	電子メール	照会	土地取得税軽減手続きについて	先日、県税事務所にて土地の取得税軽減手続きを代行しようとした際に、4月から制度が変わり、例え委任状があっても第三者が手続きすることは出来ないと言われました。委任代理の書類提出は民事にて認められている行為ではないのでしょうか、と質問すると、税法上ダメだとの回答でした。高齢者や県税事務所が遠方のため本人や同居親族などが来れない場合はどうしたらいいのでしょうか、との質問には、電話にてその旨を県税事務所に伝えてから郵送にて受付ますとの回答でした。個人情報保護の観点からも仰られたのですが、委任行為自体を排除することは、上記の税法上致し方ないことなのでしょうか。個人情報保護のためであれば、郵送は簡易書留等を利用する必要があり、郵便局に向くなど、それ自体ハードルの高い要求だとも思えます。ぜひ見解を教えてください。	総務部	税収確保課	この度は、ご質問をいただきありがとうございます。ご質問の内容は、文面から判断いたしますと、住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額に係る申請書を申請者本人以外の方が行うことに対するものであると思われますので、これを前提にお答えします。申請者本人以外の方が、申請者本人のために減額申請を行う場合は、税理士又は税理士法人でない者が税務代理、税務書類の作成等の税理士業務を行うことを禁ずる税理士法第52条に抵触するおそれがあることを、まずご理解いただきたいと思います。そのうえで、本県におきましては、申請者本人により作成されたその減額申請書を、郵送するか又は申請者本人以外の方が使用者として所轄県税事務所に提出する場合には、同法に抵触するおそれはないものと考えています。これからも、県税行政に対するご理解とご協力をいただきますよう、よろしく申し上げます。	すでに実施している
22	2013/7/25	提案箱	提案意見	国旗・県旗の掲揚方法について	海外からのお客様も多くなってきたと思いますが、そのお客様をお迎えする国旗の掲揚方法が国際的掲揚方法になっていないのが恥ずかしいです。本庁が行っているポールへの掲揚の順位と同じように各地域機関でも掲揚が行われています。もっと国際感覚を持つべきだと思います。	総務部	管財課	この度は、貴重なご意見をいただきありがとうございます。国旗及び外国旗の掲揚要領について、三重県では外務省が編纂した資料を基に実施させていただいております。今後も、国内だけでなくとどまらず、国際情勢等も配慮して県庁にお越しになったお客様に不快な気分にはさせないよう心掛けます。	すでに実施している
23	2013/7/18	電子メール	提案意見	県庁エレベーターについて	時間帯によっては2台しか動いていない時があり、職員の方がたくさん乗っていると乗れないことがあります。4台あるので、もう少し稼働台数を増やして下さい。節電ということでしたら全て停止してはどうでしょうか。	総務部	管財課	貴重なご意見ありがとうございます。県庁では、東日本大震災による電力の需給逼迫への対応及び、環境負荷を低減するため、昼休み時間の消灯など省エネ・節電を行っています。本庁舎のエレベーターにつきましても、時間帯により運転台数の制限（行政棟5台中2台停止）を実施しているところです。節電の取組としてエレベーター一台停止の意見をいただきましたが、身体障がい者の方や高齢者の方の利用があること、荷物の搬送があることから、必要最小限の台数で運用を行っているところです。エレベーターの運転台数の制限により来庁の皆様には大変ご迷惑をお掛けしておりますが、県庁の省エネ・節電の取組にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。	反映は困難である
24	2013/7/16	電子メール	苦情	トイレ掃除について	県庁4階の男子トイレの入口が水びたしで、気付かず滑り、柱に手を付きましたが、右手首を痛め、1週間たっても治りません。慰謝料をもらえばよかったです。トイレ掃除を水びたしをするのをやめてください。入口にマットを敷くなどしないと滑ります。基本的に照明が暗いので危険です。	総務部	管財課	この度は、県庁のトイレ清掃に関しまして大変なご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。各階のトイレ清掃につきましては、トイレ出入口に清掃看板を立てて注意喚起を行い、臭い防止のため水拭きはモップを固く絞って床を拭き、さらに乾拭きを行うことで、利用される方が滑らないよう細心の注意を払って作業を行っているところです。今回のご指摘を受け、再度、手順通りに作業を行うよう徹底した指導を行うとともに、トイレを利用される方が気持ちよく使っていただくよう心掛けていきますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。なお、照明が暗いということにつきましては、県庁舎の省エネ・節電の取組に併せてご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。	すでに実施している
25 (A)	2013/7/3	電子メール	苦情	電話対応について	自動車税事務所の電話対応について、どこに改善があったのでしょうか。質問に対して見下す様な受け答えや半ば脅しかと思われる様な内容です。不快以外何も残りません。	総務部	所自動車税事務	ご意見ありがとうございます。このたびは不快な思いをおかけし誠に申し訳ありませんでした。職員の接遇マナーにつきましては、県民の皆様には不快感を与えないよう職員に周知し、取り組んでいるところです。今後も引き続き、研修や職場ミーティング等の場で周知徹底し、職員の接遇マナーの向上に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	すでに実施している
26	2013/7/2	電話	苦情	自動車税の延滞について	自動車税を納付し忘れていて、督促状をもらい支払いました。ペナルティーとして延滞金がかかるのは仕方ないですが、車検用の自動車税納付証明書を最寄りの県税事務所に取りに来てくれと言われました。こんな高圧的な態度は許せません。県税事務所から遠く離れたところに住む県民のことも考えてほしいと思います。県税を支払っているのにここまでことをする必要はないと思います。早急にこの形態を改善するべきです。	総務部	自動車税事務所	車検用の納税証明書は、5月初旬に送付している納税通知書にのみ添付されており、それは納期限内に納付していただくことを前提に添付しているところです。督促状に車検用の納税証明書を添付していないのは、督促状発付時期になりますと延滞金が発生することがあるため、収納機関（コンビニエンスストア等）が、延滞金を徴収せずに車検用の納税証明書を発行してしまうことを防止するためです。ご理解いただきますようお願いいたします。なお、車検用の納税証明書の交付申請については、県税窓口での申請のほか郵便での申請も可能となっております。詳しくは三重県自動車税事務所のホームページをご覧ください。	すでに実施している
27	2013/7/22	電子メール	提案意見	動物愛護行政について	三重県の動物愛護行政、動物愛護管理センターの犬猫に対する改善をしてください。他県では、前向きに動物の命を救う方向に変わっています。その傾向は東日本大震災後、特に顕著です。南海トラフ地震が起きた場合、動物を救うために三重県に協力される登録ボランティアは何百人といえるのですか。200名以上がいる県もあります。	健康福祉部	食品安全課	動物愛護に関し、ご意見をいただきありがとうございます。三重県では現在、殺処分される犬猫の数の減少をめざして、終生飼養や避妊去勢に関する啓発を行うとともに、保健所に収容された犬猫の譲渡事業を実施しています。その結果、この10年間で犬猫の処分数が半数以下となりましたが、更なる処分数の減少をめざして、引き続き動物の適正飼養に関する啓発活動や譲渡事業の充実に取り組んでまいります。また、ご指摘いただきましたペットの防災対策については、三重県でも取り組むべき重要な課題と考えており、三重県獣医師会及び三重県動物愛護管理センターと災害時における動物救護活動に関する協定を締結し、災害時の動物救護活動を円滑に行うための体制等の整備に取り組んでおりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	すでに実施している
28	2013/7/2	電子メール	提案意見	保健所の犬猫の待遇について	保健所で過剰なほどの待遇を望んでいるわけではありませんが、猫に犬のエサを与えたり、真冬の寒い日などには毛布一枚を敷いてあげてはいただけませんか。それに、三重県の犬猫の引き取りはとても厳しい条件であることに驚きました。ですが私はそれでいいと思います。私も微力ながら犬猫の里親探しに協力していますが、問題の根本は安易に飼って捨てる事だと思います。ペットショップや、ブリーダー、里親等で飼う（買う）場合には避妊、去勢を義務付けて、そうしないと飼う資格が無いと言う位の条例を作って頂けませんか。一番の被害者は動物なんです。殺処分を少しでも減らす対策をお願いします。同じ税金を使うなら人にも動物にも優しい条例をお願いします。	健康福祉部	食品安全課	動物愛護に関し、ご意見をいただきありがとうございます。各保健所に収容した犬や猫の保護、管理は、動物の種類に合わせて餌や水をあげたり、動物舎ではエアコンによる温度管理を行い、必要な場合には、すのこ、毛布等を用いた防寒対策等を行っています。また、平成24年9月に「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正され、動物の飼い主には、動物がその命を終えるまで、適切に飼うよう努めなければならないことや、むやみに増やすことのないよう繁殖制限に努めることが義務付けられました。この改正法が平成25年9月1日から施行されることを受けて、県としてもさらなる犬や猫の引取数及び処分数の減少をめざして、飼い主による終生飼養及び避妊去勢の実施等に関する啓発を行ってまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	すでに実施している

29	2013/7/16	電子メール	提案意見	首輪をした黒猫が捕獲器にて持ち込まれた件について	先日、桑名の保健所に首輪をした黒猫が捕獲器にて持ち込まれたというニュースを見ました。動物愛護法も改定され、ペットへの虐待も十分な犯罪である今日、この保健所の対応は法の精神に逆行する行為です。捕獲器にて飼猫を捕獲する事も、承知で保健所が引き受ける事も違反ではないでしょうか。幸福感日本一を目指すのであれば、このような行為を黙認するべきではありません。持ち込んだほうは野良猫を届ける感覚だったかもしれませんが、帰ってこない飼猫を探してる飼猫主の気持ちは果たしてどうでしょうか。知事が提唱している幸福感は味わえていますでしょうか。ペットと言っても飼猫主にとっては家族であり子供であり相棒でもあるのです。突然家族が居なくなって、不安じゃない人間が居ますか。保健所は当然の業務を行っているだけというかもしれませんが、改定動物愛護法の通達徹底が行われているのであれば、一連の行為が法律違反である事は容易に考え付く事です。何卒、この黒猫の早期解放を指示して頂きます様、宜しく願い申し上げます。	健康福祉部	食品安全課	動物愛護に関し、ご意見をいただきありがとうございます。さて、ご照会いただいた猫の件につきましては、桑名保健所にて公示を行い7月16日に飼主が見つかり、無事に返還いたしました。保健所に収容された飼主不明の犬・猫については、飼主への返還に向け、規定された抑留期間にとらわれることなく可能な限り柔軟に対応しています。今後も犬・猫の引取数及び処分数の減少をめざして、飼主による終生飼養、所有者の明示及び避妊去勢の実施等に関する啓発を行ってまいりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。	すでに実施している
30	2013/7/16	電子メール	要望	動物行政について	三重県の動物行政について、また呆れた実態を耳にしました。首輪をした猫が、何者かによって保健所（桑名保健所）に持ち込まれたそうですが、三重県の保健所の迷子のサイトには、迷猫情報自体が掲載されておらず、猫を元いた場所に戻すように職員に頼んでも、持ち込んだ人に了解を得なければならないとの回答です。第三者が勝手に飼猫を持ち込んだ可能性が高いのに時代に逆行し、命を粗末にし安易に殺処分を遂行する許せない対応です。即刻改善してください。	健康福祉部	食品安全課	動物愛護に関し、ご意見をいただきありがとうございます。さて、ご照会いただいた猫の件につきましては、桑名保健所にて公示を行い7月16日に飼主が見つかり、無事に返還いたしました。保健所に収容された飼主不明の犬・猫については、飼主への返還に向け、規定された抑留期間にとらわれることなく可能な限り柔軟に対応しています。今後も犬・猫の引取数及び処分数の減少をめざして、飼主による終生飼養、所有者の明示及び避妊去勢の実施等に関する啓発を行ってまいりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。	すでに実施している
31	2013/7/3	電子メール	提案意見	子宮頸がんワクチンの危険性について	新聞記事にも取り上げられているように、子宮頸がんワクチンの接種により強い副作用が出ています。なんとかワクチン接種をやめることはできないでしょうか。	健康福祉部	薬務感染症対策課	貴重なご意見ありがとうございます。子宮頸がん予防ワクチンは、平成22年度から平成24年度までの間、個人が接種費用を負担する任意接種として、国の補助を受け県内各市町が費用を負担して接種事業を行っていましたが、平成25年3月、予防接種法が改正され、平成25年度からは市町が実施主体となる定期の予防接種として行われるようになりました。このワクチンは、子宮頸がんを予防できる有効な手段の一つですが接種後に、慢性の痛みを伴う事例や、関節痛が現れた事例などの報告があり、国において緊急に専門家による検討が行われました。検討の結果、ワクチンの副反応の発生状況については、ワクチン接種の有効性ととの比較の中で、定期接種の実施を中止するほどリスクが高いとは評価されませんでした。しかし、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な痛みが接種後に特異的に見られたことから、副反応の発生頻度等がより明らかになり、適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきではないとされました。国は、あくまで一時的な措置ですが、より安心して接種を受けて頂くためのものとして、定期接種を継続する一方で、積極的な勧奨を控えるとしています。県は、積極的な勧奨を控える国からの勧告を受けて、市町及び医療関係者に周知徹底を図るよう協力依頼をしました。県としましては、実施主体である市町や接種を行う医療機関と協力して、確実に安心できる正しい情報の収集と提供に努め、県民のみなさんが混乱しないよう努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	施策の参考とする
32	2013/7/1	電子メール	提案意見	子宮頸がんワクチンの対応について	薬害エイズ事件と今回の子宮頸がん用ワクチンは類似点がたくさんあり同じ構図なのではないかと思えます。この構図がわかっているにもかかわらず、事態は改善しません。これから三重県はどのような対応をするのですか。	健康福祉部	薬務感染症対策課	貴重なご意見ありがとうございます。子宮頸がん予防ワクチンは、平成22年度から平成24年度までの間、個人が接種費用を負担する任意接種として、国の補助を受け県内各市町が費用を負担して接種事業を行っていましたが、平成25年3月、予防接種法が改正され、平成25年度からは市町が実施主体となる定期の予防接種として行われるようになりました。このワクチンは、子宮頸がんを予防できる有効な手段の一つですが接種後に、慢性の痛みを伴う事例や、関節痛が現れた事例などの報告があり、国において緊急に専門家による検討が行われました。検討の結果、ワクチンの副反応の発生状況については、ワクチン接種の有効性ととの比較の中で、定期接種の実施を中止するほどリスクが高いとは評価されませんでした。しかし、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な痛みが接種後に特異的に見られたことから、副反応の発生頻度等がより明らかになり、適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきではないとされました。国は、あくまで一時的な措置ですが、より安心して接種を受けて頂くためのものとして、定期接種を継続する一方で、積極的な勧奨を控えるとしています。県は、積極的な勧奨を控える国からの勧告を受けて、市町及び医療関係者に周知徹底を図るよう協力依頼をしました。県としましては、実施主体である市町や接種を行う医療機関と協力して、確実に安心できる正しい情報の収集と提供に努め、県民のみなさんが混乱しないよう努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	施策の参考とする
33	2013/6/25	電子メール	要望	登録販売者試験について	以前、ドラッグストアに勤務していた、退職後8年経ちますが、在籍証明書をお願いしたところ、退職者の在籍書類は3～5年しか保管できないため発行できませんとのことでした。このような場合は試験をあきらめるしかないのでしょうか。来年受験するにしても、今から転職して、ドラッグストアや薬局に入るしかないのでしょうか。今、せっかく勉強しているのに、在籍証明書が取れないために受験できないなんて、不公平です。受験資格に、都道府県知事が認めたものとあります。今の私の状況で認めていただくことはできないのでしょうか。	健康福祉部	薬務感染症対策課	登録販売者試験の受験資格として実務経験が必要な方が受験していただく場合、受験資格を有することを証明する書類として、「実務経験証明書」を受験申請書に添付していただく必要があります。「実務経験証明書」は薬局開設者又は医薬品の販売業者によって証明を受ける必要があり、「実務経験証明書」には、当該証明に関する勤務簿の写し等の労働時間に関する記録が客観的に確認できるものの添付が必要となります。申請書にこれらの書類を添付していただけない場合、受験資格を有することが確認できませんので、申請を受理することができず、受験していただくことができません。また、「三重県知事が認める者」としては、外国薬学校卒業業者や高等学校卒業程度認定試験合格者で1年以上の実務経験を有する方等を想定しており、今回の場合は該当しませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。	反映は困難である
34	2013/7/8	電子メール	提案意見	鳥インフルエンザの対策について	鳥インフルエンザの人への感染を蔓延させないために、付け焼刃的な対応をせず、専門家が抜本的な対策を行ってほしいと思います。	健康福祉部	薬務感染症対策課	貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。中国で発生しているH7N9型鳥インフルエンザや東南アジアを中心に発生しているH5N1鳥インフルエンザは、今のところ日本国内においてヒトの患者・感染者は発生していませんが、本県におきましては、感染症の専門機関である感染症指定医療機関等と連携して医療体制を整えるとともに、抗インフルエンザウイルス薬やマスク等の備蓄なども行い、今後の新型インフルエンザ等の発生に備えているところです。また、県内で鳥インフルエンザの発生があった場合、県の対応マニュアルに基づいて、防疫作業に携わる職員は防護服や防護マスクを着用して、感染予防措置を講じながら感染の拡大やヒトへの二次感染防止のための対策を講じることとしています。	すでに実施している

35	2013/6/25	電子メール	提案意見	鳥インフルエンザの感染者について	報道によると、外国では鳥インフルエンザの感染者のうち3人に1人が死亡しているとのこと。このような状況ですので、専門機関への委託も含めて検討すべき時期に来ているのではないですか。危機管理意識が低いのではないかと心配しています。	健康福祉部	業務感染症対策課	貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。中国でのH7N9型鳥インフルエンザにつきましては、平成25年3月に中国政府が3人の感染を発表して以来、中国国内で感染が拡大しました。このため、厚生労働省は、H7N9型鳥インフルエンザを感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に基づく指定感染症として、H5N1型鳥インフルエンザやサーズ等の感染症と同等に保健所長の権限で感染症法に基づく入院措置や就業制限などの措置、また、感染拡大防止のための疑い患者等の接触者への健康診断などが可能となりました。中国で発生しているH7N9型鳥インフルエンザは、現時点では、ヒトからヒトへの感染は確認されていません。また、日本国内で、患者・感染者は発生していませんが、本県におきましては、感染症の専門機関である感染症指定医療機関等と連携して医療体制を整えるとともに、抗インフルエンザウイルス薬やマスク等の備蓄なども行い、今後の新型インフルエンザ等の発生に備えているところです。	すでに実施している
36	2013/7/25	封書葉書	提案意見	三重おもいやり駐車場利用証について	私は現在この制度を利用させていただいている者ですが、疑問に思ったことがあります。申請書の裏面に「確認事項」があります。「確認事項4 私は、有効期間の満了や、障がいの軽減などに、利用証の交付対象で無くなった場合はこれを返却します。」とありますが、更新者に関しても、いったん申請をしたときに、利用証を返却して、新たに再発行してもらえるのでしょうか。利用証については、素材もよく、ミラーにぶら下げるタイプのもので、常時日の光にあたる物ではなく、劣化も少ないと思われそうですが、返却したものは、廃棄されるのでしょうか。それとも、有効期限が貼りかえられて、再送されてくるのでしょうか。利用書を送付するには送料140円ぐらい、有効期限の貼りかえだけで対応できるのであれば、シールだけ郵送していただければ送料80円と少ないと思います。利用証には、一枚ずつナンバーが入っているのですから、一元管理をして更新申請については、更新申請書を提出すれば、新しいシールが貰えるようになるということにならないのでしょうか。利用者としても、利用証ができるまで待っていても済むので助かります。出来る限り、利用証作成の経費の無駄、送料の無駄を少なくする方法を、5年後の更新に向けて考えていただきたいと思います。	健康福祉部	地域福祉課	この度は「三重おもいやり駐車場利用証制度」に関して貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございます。県では、歩行が困難な方の外出を支援するため、昨年10月1日から当制度を開始し、平成25年6月末現在で12、450人（累計）の方に利用証を交付いたしました。当制度における利用証の有効期間は、障がい者、要介護高齢者等、難病患者などの場合で5年（長期）、妊産婦やけが人などの場合には、5年未満でそれぞれ必要な期間（短期）としています。また、利用証の材質は、長期用をプラスチック、短期用を厚紙とし、両者の耐久性に違いを設けています。ご指摘いただきましたように、利用証の作成経費や送料の無駄をなくすなど、利用証の交付を効率的に行っていくことが必要であると考えます。今後、最初の更新期である平成29年9月に向け、利用証の耐久性を検証するとともに、利用証をお持ちの方の利便性を考慮しつつ、いただいたご意見を十分参考としながら最良の方法を検討してまいります。	施策の参考とする
37	2013/6/21	封書葉書	提案意見	買い物支援について	先日、民放テレビを見ておりましたら、三重県内の高齢化と過疎の進んだある町で、現役の女子大学生が、軽トラックを使って移動訪問販売を起業した話を放映されていました。わたしは、この女子大学生に、移動訪問販売方法のアドバイスと、頑張ってください、応援していますとの激励の手紙を送りました。三重県において、このような事業に公として何か支援を考えていただきますようお願いいたします。	健康福祉部	地域福祉課	貴重なご意見ありがとうございます。高齢化と過疎の進んだまちで、高齢者の日常生活を支える事業を展開していただいていることは、地域の方々にとって安心で心強いものと、県としても考えております。このような事業に対する公的支援としては、国の「地域支え合い体制づくり事業」があり、本県も平成23年度から実施しています。この事業は、地域での日常的な支え合い活動の体制づくりを、市町が実施する場合や、市町が住民組織、NPO、社会福祉法人、福祉サービス事業者等に委託又は補助を行う場合に助成するものです。この事業は、新たな事業の立ち上げ時に必要な初度経費に対する助成であるため、既に事業を開始している事業については対象となりません。従って、今回の女子大学生による移動訪問販売事業は対象とはなりませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。なお、県としましては、今後もこのような地域の方々がお互いに支え合う社会づくりに対して支援できるよう努めていきます。	すでに実施している
38	2013/6/21	電子メール	提案意見	高齢者の付き添いボランティアについて	歩くのが大変そうなお年寄りが一人で近所のスーパーに買い物に来ておられる光景を見ます。昔は小さなスーパーが近くにありましたが、大手の郊外型店舗の進出によりそれら小規模店は閉店してしまいます。子どもがいない方やいても遠くに別居している方、さらに独居の高齢者にとって、足腰が弱って外出が大変になったとしても、日々の食事や雑用で出かける必要はありますが、毎回タクシーを呼んで出かけるのは負担が大きすぎます。近所のコミュニティーで時間がある人が、個別の要望ごとに車で送迎あるいは付き添いをするのができればと思いますが、無償ボランティアとなると燃料代や時間の捻出が難しく、また有償の場合には白タク行為とみなされて罰せられるのではないかと懸念があります。このあたりの調整を行政がやっていただき、たとえば県からボランティアに対して費用と若干の報酬を支払うことで問題をクリアすることはできないでしょうか。高齢者側も無償では気兼ねして依頼しにくいということもありますので、10分150円とか気軽な金額を設定し、県が一度吸い上げてからボランティアに配布してはいかがでしょうか。何卒前向きなご検討をお願い致します。	健康福祉部	地域福祉課	貴重なご意見ありがとうございます。高齢者や障がい者など、地域での支援が必要な方々を地域で見守っていくような社会づくりに関心を寄せさせていただきありがとうございます。このような事業に対する公的支援としては、国の「地域支え合い体制づくり事業」を実施しています。この事業は、地域での日常的な支え合い活動の体制づくりを、市町が実施する場合や、市町が住民組織、NPO、社会福祉法人、福祉サービス事業者等に委託又は補助を行う場合に助成するものです。この事業は、新たな事業の立ち上げ時に必要な初度経費に対して助成するもので、基礎的な自治体である市町を実施主体としていますので、市町の地域福祉担当課にご相談下さい。なお、県としましては、今後もこのような地域の方々がお互いに支え合う社会づくりに対して支援できるよう努めていきます。	すでに実施している
39	2013/7/29	電子メール	要望	「自殺」の表記について	この度、他県で「自殺」の表記を「自死」に改めた県があります。これらのことも、自殺対策への取り組みがあり、意識の高まりによるものかと思っております。これまで私自身「自殺」という言葉に疑問を持っておりませんでしたので、世間一般の意識や「自殺」という用語が横行していることを批判するつもりはありません。ですが家族の自死を経験し「悪」というニュアンスが入る「自殺」ではなく、「自死」という言葉で表現したいと思うようになりました。精神的な疾患で死を選んだ場合、いいとか悪いとかいう色をつけてほしくないと思うからです。将来的なことも考慮し、三重県も「自死」という表現に変更して頂きたい、ひとりの自死遺族の意見ですが、お届けさせて頂きました。	健康福祉部	健康づくり課	貴重なご意見ありがとうございます。三重県では「自殺」という言葉に心を痛めてみえる遺族の方がおられるという現状を踏まえ、また、このようにご意見をいただいていることを深く受け止め、慎重に検討すべき課題だと考えています。今後ともご遺族の方に対して必要な情報を提供し、相談や支援体制の充実を図るとともに、県民一人ひとりをご遺族のおかれている状況を理解し、自死やご遺族に対する社会の偏見を解消できるよう、取り組んでまいりたいと思います。	すでに実施している
40	2013/6/20	電子メール	提案意見	受動喫煙防止について	健康増進法（平成14年法律第103号）第25条に規定された受動喫煙の防止については、平成22年2月および平成24年10月に出された厚生労働省健康局長通知において、公共的な空間については原則として全面禁煙であるべきと明言され、受動喫煙防止対策の徹底について関係方面への周知および円滑な運用に配慮することが求められております。グルメ雑誌やインターネットで喫煙可の情報を載せているのは努力義務違反ではないでしょうか。法律を順守しているお店に、不利益があるのは不当です。完全分煙すらできていない店は広告できないようにすべきです。喫煙不可が完全分煙の店のみ掲載を可能とすべきと考えます。罰則がないから咎められないというはおかしいと思います。少なくとも（健康増進法努力義務違反）などの注釈が必要ではないでしょうか。あるいは、たばこのパッケージのように「受動喫煙はあなたの健康を害します」などの注釈をつけるべきと考えます。さらに、ニコチンは殺虫剤の成分です。本来飲食店でお客様のいるときに使用はできないではないでしょうか。さらにPM2.5の発生はどうなるのでしょうか。北京外気より高濃度のPM2.5を放置しておくのは、問題なのではないでしょうか。少なくとも北京の飲食店では完全禁煙だとのこと。	健康福祉部	健康づくり課	貴重なご意見ありがとうございます。三重県ではご指摘の厚生労働省通知を受け、各部署と連携を図り、関係団体に対しても受動喫煙防止対策への協力を依頼しております。また、三重県では平成18年より、終日完全禁煙の飲食店等を「たばこの煙の無いお店」とする認定制度を実施しており、平成25年6月末現在、291店舗を認定しています。一方で、県内の飲食店でも喫煙できる店もあり、グルメ雑誌やインターネットに喫煙可とする情報が載せられているケースがありますが、現行法では規制の対象となっておりません。今後も引き続き周知を行い、県内の飲食店が終日完全禁煙となるよう一層努力してまいります。	すでに実施している



41	2013/7/8	電子メール	要望	栄養管理の手引きについて	福祉施設の栄養管理についての手引き書を三重県では作成はしていないのでしょうか。他県では「健康増進法に基づく栄養管理」の手引きが、施設分野別で作成されており、とても参考になりました。三重県でもネット検索で手引きがいつでも閲覧できると、迷った時なども助かりますし、三重県の施設が同じ方向性を持って栄養管理が出来ると思います。もし、すでに手引き書が三重県にもあるのなら、閲覧の方法を教えてくださいたいと思います。ないのなら、栄養管理の手引き書作成の検討をしていただけないでしょうか。	健康福祉部	健康づくり課	ご意見ありがとうございます。三重県では、健康増進法に基づき、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設（給食施設）に対し栄養管理の実施について必要な指導及び助言を行っています。実際には、保健所の栄養指導員が施設を巡回し指導する巡回指導と栄養管理の責任者に研修会を開催し指導する集団指導で指導を行っています。巡回指導では、その施設の特徴を踏まえ、種別や規模に応じた指導を行っています。もし貴施設で、栄養管理について、ご不明な点がございましたら、保健所の栄養指導員が、栄養管理の相談に応じていますので、ご連絡をお願いします。こうしたことから、ご要望の「健康増進法に基づく栄養管理」の手引き書については、個別に対応することとしている関係で作成しておりませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。	施策の参考とする
42	2013/6/19	その他	要望	難病認定の更新について	難病認定を受けている者ですが、更新時に医師の診断書や住民票などたくさん申請書類をそろえるのが大変です。毎年1回の更新ではなく、3～5年に1回にいただければませんか。	健康福祉部	健康づくり課	貴重なご意見ありがとうございます。特定疾患治療研究事業は、いわゆる難病のうち特に治療が困難で長期の療養を要する疾患について、その原因究明及び治療法の確立を目指し、対象患者から研究に必要なデータを提供頂く対価として、治療に係る費用を公費負担することで患者負担を軽減することを目的としています。国の特定疾患治療研究事業実施要綱では、治療研究期間は1カ年を限度とされており、その期間を更新するためには、必要書類を揃えていただき、当該書類をもとに適正に自己負担額や認定区分を決定することとされています。また、医師に記載していただく臨床調査個人票は、当該疾患の研究のための基礎資料として重要なものであり、最新のデータをご提供いただくことに意義があります。これまで、ご意見の主旨と同様の内容を厚生労働省に伝えていますが、改正は困難である旨回答されています。毎年、更新の時期には多くの書類を揃えていただくなどお手数をおかけしていることとは思いますが、治療研究推進と適正な実施のためにもご理解いただきますようお願いいたします。	反映は困難である
43	2013/6/4	電子メール	苦情	特定疾患の事務について	3月25日に保健所で小児慢性特定疾患の申請を行った後、5月中旬に申請内容について問い合わせを行いました。保健所では県庁での事務処理がまだなので、5月中には決定されるとの返事でしたが、一向に通知がこないため、医療機関からの催促もあり、6月3日に健康福祉部に問い合わせましたが、事務処理中との返事でした。こちらの電話番号を伝え、いつになったら通知がくるのか電話をしてほしいと伝えましたが、まだ連絡がありません。早急に連絡をしてください。	健康福祉部	健康づくり課	この度は、事務処理が大変遅れ、医療費の支払いについてご迷惑をお掛けしましたこととお詫び申し上げます。年度替わりの時期であり、関係機関への照会事務が遅れたため、医療受給資格者証の発行が遅れてしまいました。今後は、このようなことの無いように速やかに処理してまいります。	県民の声を受けて実施した
44	2013/8/5	電子メール	提案意見	不妊治療助成金について	不妊治療の助成金についてですが、なぜ収入制限を設けるのでしょうか。少子化対策はとても大切だと思います。そこになぜ年収が関係あるのですか。「夫婦のどちらか多い方の年収が該当の金額を超えるなら」という条件ならまだわかります。我が家は共働きのために補助金対象にならない世帯になります。生活の為に共働きしているのです。共働きだからと言って、すべての収入を不妊治療に使えるわけではありません。補助金が貰えないため、全部実費となりチャンスを一回諦めることになるかもしれません。正社員で働きながら不妊治療を行うことはとても大変なことです。仕事終わってからしか病院へ行けず、待ち時間が長く、時間外料金も払っています。社会で大変な思いをして働いているのに、その対価が少し多いだけで負担が多くなるというのは辛いです。制度を変えるため、未来のため、一度検討していただきたいです。	健康福祉部	子育て支援課	ご意見ありがとうございます。三重県では、不妊治療を受けられる夫婦の経済的な負担を軽減するため、国の「母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱」に基づき、特定不妊治療（体外受精・顕微授精）にかかる費用の一部助成を行っています。この制度の目的が不妊治療の経済的な負担の軽減であることから、助成対象者には一定の所得制限が設定されており、三重県もこの国の基準に基づいて助成事業を実施しているところです。しかしながら、ご意見のとおり、不妊治療を受けられる夫婦にとっては、不妊治療の経済的負担に加えて、治療と仕事の両立も大きな負担となっています。このことから、三重県としても、国に対して、不妊治療への経済的な支援を拡充するとともに、不妊治療と仕事が両立できるよう、不妊治療のための休暇制度を創設することなどを提言しているところです。いただいたご意見は、今後の取組みの参考とさせていただきます。	施策の参考とする
45	2013/6/24	電話	要望	提出済書類のコピー取得について	妻の特定疾患の認定更新を行うために、昨年提出した書類を見せて欲しいと思い保健所に行きましたところ、本人の委任状と印鑑証明が必要と言われました。本人は書ける状況ではないのに、委任状を書かせること自体おかしいと思います。市役所に聞きましたら「市は、状況が分る物を提出すれば委任状は要らない」と言われました。弁護士にも聞きましたが、市の言う通りだと言われました。委任状が要らない様に改善して下さい。	健康福祉部	生鈴鹿保健所保健衛生	貴重なご意見ありがとうございます。特定疾患医療受給について昨年ご提出いただきました資料は、奥様の個人情報資料にあたるため、三重県個人情報保護条例第15条「保有個人情報開示請求」により開示させていただきますようお願いいたします。	反映は困難である
46	2013/7/8	封書葉書	提案意見	飲食店の衛生について	先日、津市内の飲食店で昼食をとりました。店内の不衛生さに唖然としました。よくこれで食堂の許可がおりたと思いました。県の食品に対する安全衛生の対策に疑問を感じます。是非現場研修をして質を高めてください。	健康福祉部	室津保健所保健衛生	ご連絡頂き、ありがとうございます。ご連絡頂きました店舗につきましては、担当課が調査をし、不適切な点の改善指導をおこないました。今後も食の安全・安心確保のため、取組を行ってまいりますので、三重県の食品衛生事業にご理解とご協力を頂きますようお願いいたします。	県民の声を受けて実施した
47	2013/7/16	電子メール	提案意見	環境メールマガジンについて	環境メールマガジン25年7月号の記事内容について、産廃許可申請、建設業許可に関して、県外の特定行政書士事務所をPRしています。またHPの紹介にとどまらず、経歴まで載せています。完全なる特定業者への便宜供与ではないでしょうか。県内業者優先の立場ではないのでしょうか。行政と企業関係の疑念を抱かざるを得ません。県内の産廃関係者への便宜を図ったと推測しますが、建設業許可パック等の商品も紹介しています。今後、他の行政書士事務所紹介のお願いした場合、メールで紹介していただけると解釈しています。県のお考えをお聞かせください。	環境生活部	環境生活総務課	貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。三重の環境メールマガジンは、ホームページ「三重の環境」の最新情報や三重の環境にかかる行政情報を配信することを目的として、月に1回配信しています。三重県では、県のホームページ、広報誌など県が管理するさまざまな資産を有効活用し、財源の確保に取り組んでおり、その一つとして、「三重の環境」ホームページにもバナー広告を掲載しているところです。メールマガジンへの広告の掲載については、三重県広告掲載要綱及び三重の環境ホームページ掲載要領に基づいて、「三重の環境」ホームページにバナー広告を6か月以上の長期にわたって掲載していただける広告主に対して、併せてメールマガジンへも広告の掲載を可能としているところです。「三重の環境」ホームページへのバナー広告の掲載にあたっては、ホームページを通じて、県内外から広告主を募集し、庁内の「三重の環境ホームページ掲載審査会」により、広告主を決定しております。また、掲載広告及びメールマガジンの内容については、行政広報の公共性や品位を損なうおそれのないよう上記要綱等に規定する掲載基準に沿って、環境生活総務課内で確認を行っております。今後も、広告の掲載については、掲載基準に基づき適切に確認を行うこととしておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。	すでに実施している

48 (96)	2013/ 7/9	電子 メール	提 案 意 見	教員の資格 の問題につ いて	無資格の教員が授業をしていた問題について、知事・教育長とも明確に回答していません。事を収束の方向に持っていくことしか念頭にありません。正規職員を増やすとのことですが、なぜ今までわからなかったのですか。また、私立学校はどのようにするのですか。明確な考えを求めます。	環 境 生 活 部	私 学 課	私立学校は学校独自の教育理念のもと、学校を運営しています。そのため、教員採用時の資格等の確認については、各学校及び学校を運営する学校法人が行っています。なお、私学課としては、今回の県立学校での事案を受けて、各私立学校に対して文書にて、教員（講師を含む）の教員免許状と担当教科・科目の整合性、教員（講師を含む）の教員免許状の有効期間等の点検を要請し、不適正なケースがあった場合には、すぐさま県（私学課）まで連絡するとともに、児童・生徒、保護者への説明及び該当教科の補習等、適切に対応するよう求めました。これと並行して、学校訪問時においても、各私立学校の免許管理状況について、改めて各学校に対し指導しているところです。	す で に 実 施 し て い る
49	2013/ 7/16	電 話	提 案 意 見	県出身の偉 人の宣伝に ついて	いつも思っていたことなのですが、三重県は県出身の偉人、文化人を宣伝する力が欠けていませんか。松尾芭蕉は伊賀上野の生まれですが、その宣伝をあまり聞いたことがないです。それに比べて岐阜県の大垣市は松尾芭蕉の奥の細道の旅を終えた結びの地であるそうで、その宣伝にすごく力をいれています。行政の宣伝の差にすごく不公平感を持ちました。伊賀では俳句を軒先につるしていると聞きました。そういったことももっと世間にアピールしてもいいのではないですか。ほかにも、本居宣長等も宣伝されていないでしょう。三重県は文化人をたくさん輩出しているのに残念でなりません。こういった文化人を生んだ土壌であることをもっと宣伝してほしいです。	環 境 生 活 部	文 化 振 興 課	このたびはご意見をいただきありがとうございます。三重県は松尾芭蕉をはじめ、荒木田守武、大淀三千風など、多くの俳人を輩出した地です。こうした三重の俳句文化をひろく皆さんに知っていただくため、県では平成8年度から全国俳句募集事業を実施しています。昨年度はキャラクター『芭蕉さん』の着ぐるみを伴って、三重県内各地や福井県、岐阜県、滋賀県のイベントにも参加し、さらなる認知度向上に努めました。また、俳句以外の分野でも、三重県立図書館では2階に文学コーナーを設け、県内出身の著名な文学者本居宣長、斎藤緑雨、江戸川乱歩などを紹介し、テーマを変えて展示しています。今後も県内における文化人の顕彰を積極的に進めていきます。三重県立美術館においても、榊莫山、イケムラレイコ、橋本平八、川喜田半泥子など三重県出身者の企画展を開催し、その作品や活躍をみなさんに知っていただけるよう努めています。26年度開館予定の三重県総合博物館においても、地域への愛着と誇りを育む事業のコンテンツとして松尾芭蕉などの地域資源を活用できるものと考えており、今後もさまざまな機会を捉えて三重県出身者の活躍をPRする企画の実施に努めてまいります。	す で に 実 施 し て い る
50	2013/ 6/24	電 子 メ ール	照 会	新県立博物 館について	来年開館される新県立博物館の周知度が中部地区以外は熟知されていないようです。今後どのように周知していくのか教えてください。	環 境 生 活 部	ジ エ 博 物 館 チ ン ム 推 進 プ ロ	来年4月に開館予定の新県立博物館の広報展開につきまして、県外、特に大都市圏に向けては、あまり早い時期から情報発信しても、大量の情報が氾濫する中で埋没してしまう恐れもあることから、今年末もしくは年明け頃から、集中的に実施することとしています。報道機関や観光情報誌への広報を展開するほか、今年から3年間にわたって展開している「三重県観光キャンペーン」や、今年9月にオープンする予定の「首都圏営業拠点」（東京・日本橋）などとも連携し、様々な方法で県外にもPRしていく予定です。	す で に 実 施 し て い る
51	2013/ 7/10	電 話	提 案 意 見	NPOにつ いて	三重県はNPOと表現していますが、NPOには法人もあれば、法人格をもたないものもあるし、認定NPOもあります。また、ボランティア団体なども含むこともあります。NPOだけでは曖昧な表現になるので、表現方法を変更してください。	環 境 生 活 部	N 男 P 女 0 共 同 参 画	三重県において「NPO」とは、「社会的な課題を解決するために活動する民間非営利団体（法人格の有無や種類は問わない）」と定義しています。（出典：特定非営利活動法人事務の手引き一認証編一 三重県発行）法人格の有無などで特定する必要がある場合には、「認定NPO法人」「NPO法人」「ボランティア団体」などと表記することにしておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。	反 映 は 困 難 で あ る
52 (19)	2013/ 5/22	電 話	要 望	パスポート の交付と産 休・育休に ついて	パスポート交付日数を短くして下さい。6日かかる理由が分かりません。忙しい時は6日でも仕方ないですが、そうでない時は3日とかになりませんか。四日市旅券コーナーに申請した場合、8日かかると言われました。また、受け取りは18：30迄で、申請は16：30に終了するらしいのですが、何故でしょうか。普通の会社の場合、17時を過ぎても仕事をしています。 知事の育児休暇ですが、育児休暇がとれるのは公務員と大企業だけです。小さい所に勤務するは女性は産休も取れない為、皆辞めてゆくのが実態ですが、その対策もされていません。小さい会社の事も考えて下さい。両方とも知事に届く様にして下さい。	環 境 生 活 部	多 文 化 共 生 課	ご意見をいただきましてありがとうございます。一般旅券の申請から交付までに要すべき期間については、外務省で標準処理期間が決められており、それに則して三重県では、新規発給申請から交付までの日数を、旅券センター6日間、旅券コーナー8日間（土・日曜日、祝祭日、年末年始を除きます。）と定めております。これは、申請受付後、一次審査、二次審査、三次審査の後、旅券を作成し、その旅券の審査、IC情報の確認等に必要期間となっております。また、各旅券コーナー申請分については、旅券センターで旅券を作成している関係上、郵送に2日余分に要することになります。また、受付時間については、申請受付後、申請書類等の審査時間が必要となりますので、16時30分までとさせていただきます。今後とも、県民の皆様が安心して海外渡航ができるように、旅券法に基づく適正な旅券の発給に取り組みますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。	反 映 は 困 難 で あ る
53	2013/ 7/22	電 子 メ ール	苦 情	交通マナー について	7月の三連休に車で伊勢・志摩に行き、遷宮直前の伊勢神宮に参詣し、自然や食べ物など三重の魅力を満喫しました。その際の出来事です。旅行初日伊勢西ICから志摩に向かう地図では伊勢道路とある道中で、後ろの地元三重ナンバーの乗用車が煽られ大変怖い思いをし、せっかくの旅行の出だしが台無しになってしまいました。片側一車線で交通量が多く、前の車も同じような速度で走っており、一台抜いたところで行けるわけでもない状況でした。煽り方も車を右左に蛇行させるなど、半端ではなく、休日の穏やかな午後の光景とは思えませんでした。心穏やかに三重県にお伺いできるようになることを祈念しております。	環 境 生 活 部	課 交 通 安 全 ・ 消 費 生 活	交通マナーについて、ご意見をいただき、ありがとうございました。交通マナーの向上のためには、ドライバーの皆さん一人ひとりが、交通安全を自らの問題として捉えていただき、交通事故防止などの交通安全意識を高めることが重要であります。このため三重県では、関係機関団体と連携し、四季の交通安全運動等を通じた県内全域での啓発活動を積極的に行うなど交通安全意識の高揚に努めております。また、三重県交通安全県民運動のスローガンとして「ゆずりあう心が三重（みえ）の道が好き～安全はあなた自身の心がけ～」と定めて啓発活動を行っているところであります。今後も、交通マナーの向上のため、関係機関団体と連携した交通安全対策を推進していきたいと考えておりますので、どうかご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。	す で に 実 施 し て い る
54 (A)	2013/ 6/20	電 話	苦 情	職員の対応 について	消費生活センターに電話をしたら、ひどい対応をされました。本当に悩んで電話している人に対してあの言い方はないと思います。本当にとげとげしい対応でした。こんな対応では「三重県に対して質問をしてはいけないのだ」と思えてきます。もっと親切にしてほしいです。対応の仕方をもっと考えてください。	環 境 生 活 部	活 交 通 安 全 ・ 消 費 生 活	ご意見をいただきありがとうございます。相談対応にあたっては、相談内容を十分にお聞きし、丁寧な対応に努めているところですが、このたびは、相談員の電話対応により不快な思いをされましたことをお詫び申し上げます。今後も引き続き、さまざまな機会をとらえ周知徹底を行い、相談員の接遇向上に努めてまいりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。	す で に 実 施 し て い る

55 (A)	2013/6/19	電話	苦情	職員の教育について	職員の対応に納得が行きません。困って電話しているのに不親切で「自分で何とかしなさい」と言われました。これでは何のための相談なのかわかりません。私は足腰が悪く電車に乗ることも困難です。こんな私に「契約をした店に行って、自分で何とかしなさい」と言うのです。私はその会社に聞いたら「電話でも同じサービスが受けられますよ」と言っていました。悪い体でわざわざ外に出かけなくてもよいようになっているのです。それならば電話サービスを受けようと、相談しているのに「店に行かないのが悪い」と言うのです。このような対応は公的な機関として許されるのですか。職員の態度がこんなことでは、まったくだめです。教育をしておしてください。相談をする者の立場になり、弱い者、困っている者の話をきちんと聞いて、適切な対応ができるように、教育が必要だと思います。	環境生活部	交通安全・消費生活	ご意見をいただきありがとうございます。相談対応にあたっては、相談内容を十分にお聞きし、丁寧な対応に努めているところですが、このたびは、相談員の電話対応により不快な思いをされましたこととお詫び申し上げます。今後も引き続き、さまざまな機会をとらえ周知徹底を行い、相談員の接遇向上に努めてまいりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。	すでに実施している
56	2013/6/18	面談来訪	苦情	相談記録について	消費生活センターに相談したところ、対応した職員が発言していないのに発言したように相談記録に書かれていました。このようなことをしていいのですか。	環境生活部	交通安全・消費生活	ご意見をいただきありがとうございます。この度は、相談員の対応により不快な思いをされましたこととお詫び申し上げます。ご指摘をいただいた相談員に確認したところ、伝えた内容を簡略な言葉に置き換え、相談記録に記載したとのことでありました。相談記録はシステム上の字数制限もあり、相談内容と対応結果の要点をまとめ記録することとしております。ご指摘を受け、相談者の皆さまに対する適切な相談対応と、適切な相談記録に努めるよう全相談員に対し指導いたしましたので、ご理解をいただきますようお願いいたします。	すでに実施している
57	2013/6/24	封書葉書	照会	文庫について	図書館には芸濃町出身の作家の文庫は無いのですか。なぜ無いのですか。	環境生活部	図書館	県立図書館をご利用いただきありがとうございます。お尋ねの、芸濃町出身の作家の著作はいくつか県立図書館にございます。その中に文庫もございますのでご利用ください。なお、平成24年4月から三重県出身の作家の著作については重点的に収集することとしております。永年保存をしていく都合上、単行本を主に収集しております。ご理解くださいますようお願いいたします。	すでに実施している
58	2013/7/4	電子メール	提案意見	内部八王子線の存続協議について	四日市市長の会見において、近鉄内部八王子線の存続協議について6月から県も加わったと報道された件について伺います。県の公共交通政策としてはこれまで名松線や北勢線等の際においても「影響範囲が県域より狭い場合には市町主体、県は支援」との姿勢が明確でした。しかし、内部八王子線においては四日市市が主体となって存続させるとの姿勢が未だに明確にされていない中で協議に県が加わったように見受けられますが、それは県がこれまでの姿勢を転換したということを示すものなのですか。それとも報道された内容がいささか誇張気味だったということでしょうか。近鉄内部八王子線の存続協議に関して公開可能な範囲で県が持っている状況の説明と合わせてご回答をお願いします。可能であれば交通政策課のページにも近鉄内部八王子線の存続協議についての掲載をご検討ください。	地域連携部	交通政策課	今回、四日市市と事業者における路線存続にかかる協議において進展が見られないことから、同市より第三者的立場の県に対して、今後の協議・交渉の場への参加要請がありました。この要請を受け、県は協議に参加するとともに、事業者が求めている8月末までの方針の決定に向け、必要な助言等を行うこととしました。また、協議が進展し、路線存続に向けた取組が具体化された際には、県としてどのような支援が可能か検討していきたいと考えています。なお、四日市市が主体となって取り組んでいる存続協議でありますので、県ホームページへの掲載は差し控えたいと考えています。	反映は困難である
59	2013/7/29	封書葉書	要望	テレビ局の管轄について	三重県南部、伊賀市、名張市のテレビ局の管轄を中京広域圏から近畿広域圏に変更してほしいです。	地域連携部	IT推進課	テレビ放送に関して、三重県がどの放送対象地域（中京広域圏、近畿広域圏など）に属するかという区分は、放送法の定めによります。放送法は、国（総務省）が所管しており、県はお答えできる立場にありません。	反映は困難である
60	2013/6/14	電子メール	照会	地上デジタル放送中継局の送信電力について	松阪市では朝熊山中継局を受信していますが、NHK総合、NHK教育とも受信状態が芳しくなく、特にNHK教育は全然映らない、あるいはモザイクがかかることが多いです。朝熊山のNHK放送は総合、教育とも送信電力が10Wと、民放の100Wに比べ1/10と弱いのはなぜでしょうか。受信料を徴収されている公共放送であるのに、民放より送信電力が弱い理由が知りたいです。今後、送信電力をアップされる計画がありますでしょうか。なければ、民法並みに送信電力をアップしていただきたく要望します。	地域連携部	IT推進課	各放送局は、電波法の規定により、周波数（チャンネル）、空中線電力（送信電力）等については総務大臣の免許を受けて、放送（電波を発信）しています。お問い合わせの件につきましては、お手数ですが電波法を所管している総務省東海総合通信局にお問い合わせください。総務省東海総合通信局電話番号：052-971-9648	反映は困難である
61	2013/7/16	電話	提案意見	松阪市長との1対1対談について	平成25年7月29日に、知事と松阪市長との1対1対談が開催されるとのことでありますが、会議の中で、県民力ビジョンの概要について知事の考え方を説明してもらってはどうか。	地域連携部	地域支援課	1対1対談は、市町の具体的な課題について、知事と市町長がオープンな場で議論し、共通した認識の醸成と課題の解決に向けて1歩でも前に進めることを目的として開催しています。対談の内容については、市町から対談項目として提出される具体的な課題に基づいて行われることとなっております。	反映は困難である
62	2013/7/2	電話	要望	1対1対談の開催場所について	知事と市町長の1対1対談は、県民が無料で傍聴できる場所で開催してください。7月4日の菰野町長との1対1対談を県民が傍聴する場合、駐車場料金及びロープウェイ乗車料金の費用負担が必要になります。1対1対談で現場視察を行うことを決して否定するつもりはありませんので、例えば、現場視察を行った後、県民が無料で傍聴できる会場で対談を行うなど、県民が自由に傍聴できる環境を作ってください。	地域連携部	地域支援課	知事と市町長の1対1対談は、市町の具体的な課題について、知事と市町長がオープンな場で議論し、共通した認識の醸成と課題の解決に向けて1歩でも前に進めることを目的として開催しています。1対1対談の開催会場及び現地視察の有無は、市町の意向により決定され、主に公共施設などの入場無料の施設で開催されています。今回、菰野町長との1対1対談については、菰野町の意向で、御在所ロープウェイ山上公園での開催となり、傍聴される方には交通費等の諸経費（駐車場料金及びロープウェイ乗車料金）が必要となりました。1対1対談の開催にあたりましては、市町の意向を踏まえながら、県民の方が自由に傍聴していただける環境づくりに配慮していきます。	すでに実施している

63	2013/6/24	電子メール	要望	サッカークラブチームについて	三重県内にあるサッカークラブチームの事を三重県民に周知し、サッカーの面白さや素晴らしさを伝えて欲しいと思います。	地域連携部	スポーツ推進課	ご意見ありがとうございます。現在、本県では、スポーツ推進を政策として位置づけ、県民の皆さんの一体感を醸成し活力に満ちた元気な三重を創るための取組を進めているところです。その中で、本県のスポーツチームが活発に活動することで県民の皆さんに、夢・感動・元気を届けてくれると考えています。県内には、多数の競技においてクラブチームや企業チームが活動しております。県としても各チームの今後の活躍を期待するとともに、県庁舎等においてポスターを掲示するなど、チームや試合に関する事を県民に広報し、今後とも支援してまいりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。	すでに実施している
64	2013/6/5	電子メール	提案意見	全国大会に出場する学生への激励について	硬式テニスの全国中学生大会に三重県からは男女各1名が参加します。知事から応援していただけたらと思います。夏休みに大会がありますが、大会へは中学校の名前でエントリーしますので、学校にも提案しましたが、受けていただけませんでした。	地域連携部	スポーツ推進課	ご意見ありがとうございます。現在、本県では、スポーツの推進を政策として位置づけ、県民の皆さんの一体感を醸成し、活力に満ちた元気な三重を創るための取組を進めているところです。そのような中、若い世代の皆さんが様々な種目で活躍し、全国レベルの大会に駒を進め、本県の競技力を県の内外にPRしていただくことは、スポーツによる本県の発信力を高めるうえでも、来るべき平成30年のインターハイ、平成33年の国民体育大会等に向け、大変心強いことと感じています。これまで、全国レベルの大会で優勝された個人や入賞を果たされたチーム、あるいは、世界レベルの大会に出場が決定した皆さんには、知事を表敬いただいた経緯があります。今後、輝かしい結果を残された際には、そのような機会が持てることを望んでいます。なお、全国レベルの大会に出場が決定した個人ならびにチームにつきましては、所属の各市町単位でそれぞれに取組があり、中学校体育連盟が主催する大会であるか否かにつきましては、各市町によりその対応状況は様々であると聞いていますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。お子様の、今後の大いなる活躍を期待いたします。	反映は困難である
65	2013/7/22	電子メール	提案意見	県営球場について	私は運動不足解消の為に中部台運動公園で運動を行っておりますが、本日いつもの様に車で出かけたところ周辺駐車場は全て満車の為、午前中は断念して帰りました。中部台運動公園に問い合わせたところ「高校野球の大会の為に混む」との事でした。「昼は昼食に行くため空く」との事でしたのでその間を狙いなんとか駐車し、午後からは運動が出来ました。運動後の帰り道に県営松阪球場の大規模改修整備を求める署名を求められたので、「駐車場の増設も要項に含むのか」と問いましたが、「それは市なので関係ない」との事でした。私としては、学校の活動で運動の機会がある学生の応援の為に運動しない者が大勢で運動公園内の全駐車場を占領し、運動する機会の少ない者の運動の場を奪うのはどうかと思います。中部台運動公園は県営松阪球場だけの物ではありません。高校野球の大会は高校のグラウンドで行えばいいと思います。なので署名がいくつ集まろうとも改修整備は行わず老朽化すれば使わなければならないと思います。	地域連携部	国体準備課	県営野球場に関するご意見をいただき、ありがとうございました。高校野球大会期間中は、通常に比べ多くの来場者の方が訪れ、中部台運動公園内の駐車場が大変混雑するため、ご不便をおかけして申し訳ありませんでした。中部台運動公園駐車場における課題について、公園管理者である松阪市に対して、状況をお伝えするとともに、大会期間中は臨時バスの運行もありますので、県としても指定管理者を通じて野球場利用者に公共交通機関での来場を促す等の対策を講じて参りたいと思います。なお、野球場の改修整備については、現時点で大規模な改修は予定しておらず、現状規格のまま維持運営していくこととしています。今後も県政の運営にご理解賜りますようお願いいたします。	施策の参考とする
66	2013/5/20	FAX	提案意見	道標について	三重県が南部地域活性化に取り組んでいると知りうれしく思っています。そこで提案です。他県の方と話をしていると伊勢神宮は知っていても、熊野古道への関心はいまひとつのように思います。これは伊勢から熊野古道への道順が明らかでないことが原因なのではないかと思います。今後遠方から来県される方のために、伊勢道と紀勢道の分岐点周辺に道標を設置してはどうでしょうか。熊野古道世界遺産登録10周年記念事業の一つとして、是非検討してください。	地域連携部	東紀州振興課	三重県では、熊野古道世界遺産登録10周年、伊勢神宮式年遷宮や高速道路の延伸を絶好の機会ととらえ、東紀州地域の集客交流に取り組んでおり、今年度は、首都圏等での熊野古道セミナーの開催や神宮来訪者等への情報発信、熊野古道伊勢路でのモデルウォーク開催など、10周年に向け機運を高めるための取組を行います。また、県、市町、事業者等で構成する実行委員会を立ち上げ、来年度の事業内容等について検討を進めているところです。今後、10周年事業に取り組むなかで熊野古道伊勢路の情報発信とあわせて、アクセス方法についてもPRしていきたいと考えています。なお、平成23年度、24年度において、熊野古道伊勢路への来訪者が安心してウォーキングを楽しめるよう鉄道駅、道の駅、市町の中心部などの拠点施設から熊野古道に誘導する案内サインを設置したところです。今後も来訪者の利便性の向上に努めていくなかで、ご提案の件についても検討させていただきます。	施策の参考とする
67	2013/8/5	電話	苦情	1対1対談延期への抗議について	知事と鈴鹿市長の1対1対談の延期の回覧を本日(8月5日)見ました。あつてはならないことで、2度とないう申し入れます。自身、伊勢若松駅のバリアフリー化をとり上げるということですので嬉しく思っていたし、対談会場を下見してきた県民もいます。また、1対1対談を実施するという事を、市の広報誌に載せてもらったことに感動していました。県庁の担当課長や地域防災総合事務所長が、市長にお詫びに行ったとのことですが、知事の周りに延期しない方がよいと助言する職員はいなかったのですか。また、市長のことを考えないのですか。市長を選んだ市民が馬鹿にされたこととなります。	地域連携部	鈴鹿地域調整防災室総合事務所	貴重なご意見をいただきありがとうございます。まずは、急な日程変更によりまして県民の皆様方にご迷惑をおかけしましたことに深くお詫び申し上げます。鈴鹿市長様との日程調整につきましては万全を期していたところですが、今回やむを得ない事情によりまして延期とさせていただきます。今回の延期にあたり、鈴鹿市長様、鈴鹿市関係者様をはじめ、県民の皆様方にご迷惑をおかけしましたことを重ねてお詫び申し上げます。	すでに実施している
68(A)	2013/7/17	電子メール	苦情	職員の交通マナーについて	毎朝、7時55分頃に電車通勤と思われる職員が、道路を横断する職員が多数います。非常に危険で態度が悪いと思います。すぐ横に横断歩道があり、小学生はしっかり横断歩道を渡っているにもかかわらず、大人がしかも公務員という立場の方達が、見本とならなければいけないのではないのでしょうか。どうかしっかりと教育をお願いします。	地域連携部	鈴鹿地域調整防災室総合事務所	このたびは、貴重なご意見を賜り、ありがとうございます。職員の交通マナーにつき、ご迷惑をお掛けいたしましたので申し訳ございません。頂きましたご意見につきましては、庁舎内各事務所へ周知するとともに、所内の会議等で注意喚起をおこない、職員の交通マナーの徹底に努めます。	県民の声を受けて実施した

69	2013/7/2	提案箱	提案意見	過剰な冷房について	行政は節電を呼びかけているのに、津庁舎の冷房は過剰なのではないでしょうか。寒さを感じます。温度計もところどころに設置して、庁舎利用者にも節電を働きかけてはどうでしょうか。	地域連携部	津調整防災総合事務所地	庁舎の冷房につきましては、気温が28度を下回らないように運用しています。温度計を設置し庁舎利用者にも見ることができるようにして、節電を働きかけることを検討します。	今年度内に反映したい
70	2013/7/29	電子メール	提案意見	農業政策について	他県では、農地を提供してくれた農家に奨励金を与える交付金制度を設けたり、地域事情に詳しい県や市町村の職員等を農地集積専門員として各地区に配置し、農地の出し手と受け手をマッチングさせ、賃借の仲介を行うなど、農地を集積させることにより、農業の大規模化をたった3年で実現させました。良い政策はどんどん真似して欲しいと思います。	農林水産部	担い手育成課	ご意見・情報提供を頂きありがとうございます。県の施策につきましては、他県の優良事例も参考に、県の実情に即した施策を講じているところです。将来にわたって農業の持続性を確保し、競争力のある産業としていくためには、意欲と経営感覚にあふれる担い手農家への農地集積を促していくことが重要であると考えています。このため、市町・JA・(公財)三重県農林水産支援センター、農地利用集積円滑化団体等、関係機関と連携し、集落等が主体的に土地利用調整を行い、担い手に農地・農作業の集積を図る「三重県型集落営農」を推進しているところです。また、国では、新たな成長戦略の農業分野での目玉政策として、新たな農地利用集積の仕組み(農地中間管理機構(仮称)制度)について、26年度の実施を目途に検討されているところです。県としてもこの仕組みをより効果的に活用するため、さらなる関係機関との連携、体制整備に取り組んでまいりたいと考えていますので、ご理解をお願いします。	すでに実施している
71 (84) (A)	2013/7/3	面談来訪	苦情	職員の対応について	職員が対応時に机に肘をついて対応しました。その場で注意しましたが、再度肘をついて対応しました。これは、県民対応に際して癖になっていると思います。職員の対応がなっていません。職員の対応について県としての考え方を聞きたいです。	農林水産部	農地調整課	職員の対応に不快な思いをされたことについてお詫び申し上げます。職員の接遇マナーにつきましては、県民の皆様へ不快感を与えることがないように研修や職員ミーティング等の場で周知徹底し、接遇マナーの向上に努めてまいります。	すでに実施している
72 (3)	2013/6/28	電子メール	提案意見	知事の公約と復興予算について	知事の公約は守れているのでしょうか。公務員の定数は減りましたか。都合のいい事ばかりメディアに出して後は知らんぷりという態度ではないでしょうか。若い力で正しい政治をしてくれる事を望んでいたのに、今までの知事さん達と何も変わらないような気がします。自分さえ良かったら後はどうでもいいのですか。公約を守れない口だけの人だとしたら、残念です。それに「バンブーバスター」とはどんな事業なのですか。そこに復興予算が使われているというのは本当なのですか。これは困っている人から掠め取るようなことではないですか。私は、個人で被災地に寄付をしましたが、このような用途ならもう寄付はしません。被災地の事を思ったらこのような事は出来ないはずだと思います。	農林水産部	みどり共生推進課	県内2000haある竹林のほとんどが放置されており、隣接する森林や、住宅地、田畑への侵入、道路への倒れこみのほか、防災・景観上の問題が生じています。しかし、竹材利用の減少や所有者の高齢化等から、所有者の自助努力ではヤブ化した竹林の整備が進みがたい状況にあります。このような状況を踏まえ、緊急雇用創出基金事業のひとつとして、放置された竹林を整備することで雇用の創出を図ることを目的に、平成21年度からバンブーバスターズ事業で県が竹林の整備を行なっているところです。平成24年度に行っているバンブーバスターズ事業の一部では、復興予算を財源とする震災等緊急雇用対応事業として、国の要領に従い、東日本大震災等の影響による失業者若しくは平成23年3月11日以降に離職した失業者の方を雇用することを条件に事業を実施しています。	施策の参考とする
73	2013/6/21	電話	照会	竹の伐採について	三重県が竹を伐採する事業を行って、その事業に復興予算が使われていると聞きました。それは本当ですか。また、この事業の目的を教えてください。	農林水産部	みどり共生推進課	県内2000haある竹林のほとんどが放置されており、隣接する森林や、住宅地、田畑への侵入、道路への倒れこみのほか、防災・景観上の問題が生じています。しかし、竹材利用の減少や所有者の高齢化等から、所有者の自助努力ではヤブ化した竹林の整備が進みがたい状況にあります。このような状況を踏まえ、緊急雇用創出基金事業のひとつとして、放置された竹林を整備することで雇用の創出を図ることを目的に、平成21年度からバンブーバスターズ事業で県が竹林の整備を行なっているところです。なお平成24年度は、緊急雇用創出基金事業の中の、復興予算を活用した震災等緊急雇用対応事業として、国の要領に従い、東日本大震災等の影響による失業者若しくは平成23年3月11日以降に離職した失業者の方を対象として雇用・就業機会を創出することを条件として、バンブーバスターズ事業を実施しました。	すでに実施している
74 (A)	2013/7/16	電子メール	激励賛同	職員の回答について	電話で漁業調整規則に関する質問をしました。質問の内容は「三重県の川で、ひっかけ、わしづかみ、玉じゃくりで鮎漁ができますか。」というものです。これらの漁具については地方によって名称が違っていたり、漁法に制限があるため釣具店員でもこの言葉を全部知っている人は、今までいませんでした。ところが電話に出られた職員は「分かります。すべて禁止されていない漁具です。」と即答されましたので、私は大変おどろきました。その後、私が刺し網の使用に関して尋ねたところ、私の都合も考えてくださり、遊漁規則まで調べて回答をいただきました。私は対応した職員の博識と丁寧な対応にとっても感心しました。やさしさや気遣いのできる行政サービスは行政の重要な部分ですが、このようなプロの仕事に信頼を感じています。非常に感激しました。	農林水産部	水産資源課	この度は、職員の対応についてお礼の言葉をいただきありがとうございました。これからの業務向上にあたっての更なる励みとさせていただきます。今後とも、県民の皆様への接遇向上に努めてまいります。	すでに実施している
75	2013/7/11	電話	照会	遊漁船業の登録について	遊漁船業の登録を行う際に、自分から法令に違反したことを告白したら「あなたには登録許可を与えない」と言われました。すでに県の証紙も購入していました。違反しましたがまだ刑は確定していません。このような状態でも許可をもらえないのですか。それならば、登録した後で違反行為をした場合、登録を抹消するのですか。これまでに登録を抹消した例があるのならば教えてください。	農林水産部	水産資源課	登録業務を担当している事務所に確認したところ、刑が確定していない段階では登録はできますが、刑が確定し、登録が取消になった場合、手数料が無駄になるというアドバイスをしたと聞いております。登録した後でも遊漁船業の適正化に関する法律に違反した場合は、登録の取消や事業の停止を命ずることがありますので、ご留意ください。なお、現在まで登録の取消に至った事例はありません。	すでに実施している

76	2013/7/26	電話	提案意見	山林相続税の手続きについて	税理士をしている者ですが、山林相続の手続きを依頼されて伊勢農林水産事務所森林・林業室に問い合わせたところ、守秘義務があるから相続人の印鑑証明を添付した委任状を持って来るように言われました。保安林になっている所の評価減の割合を聞いただけなのです。相続人が印鑑証明をとる時間もかかり手続きが遅れるだけです。自分達は国から資格をもらってやっている事で、おかしな事は出来ないのですから、もっとスムーズに出来る様にして頂きたいと思えます。	農林水産部	林・伊勢農林業林業室水産事務所森	今回、公開のご請求があった「三重県が管理する森林所有者にかかる資料」につきましては、三重県個人情報保護条例に基づき、適正管理することが義務づけられています。また、三重県ではこの条例に定める個人情報の保護に関する事務について「三重県個人情報保護事務取扱要領」を定めており、その中で、本人が請求できないやむを得ない理由がある場合には任意代理人を認めるものの、任意代理人による開示請求には印鑑登録証明書添付の委任状を提示することを求めています。開示請求をされる方にはご負担をおかけすることになりますが、これらの方針は個人情報の適正な管理をしていく上で必要な処置であると考えますので、ご理解くださいますようお願いいたします。なお、ご要望の内容については、情報公開課にも伝えました。	反映は困難である
77 (B)	2013/7/28	電子メール	激励賛同	三重テラスのオープンについて	日本橋に三重テラスがオープンされることを広報で知りました。とても期待しています。頑張ってください。	雇用経済部	当三課	先日は「三重テラス」の広報に関して、温かい励ましのお言葉を頂戴いたしまして誠にありがとうございます。今後も、皆様方からのご意見をともに、魅力ある「三重テラス」となるよう取り組んでまいりますので、ご支援をよろしくお願いいたします。	施策の参考とする
78	2013/7/29	電子メール	提案意見	三重テラスについて	「県政だより みえ」8月号特集1で9月オープンとの紹介ですが、何日からなのか、また営業時間、曜日についても記されていません。1カ月後なのに未定ですか。中途半端な広報によつて、かえってこの事業そのものへの信頼と期待を失するのではないのでしょうか。	雇用経済部	当三課	先日は「県政だより」の「三重テラス」の記事に関して、貴重なご意見を頂戴いたしまして、誠にありがとうございました。記事にオープン日や営業時間などの記載がなかったことにつきまして、心よりお詫び申し上げます。早急にオープン日などを発表するとともに、オープンに向けて、首都圏及び三重県内での広報宣伝に努めてまいります。今後も、皆様方からのご意見をともに、魅力のある「三重テラス」となるよう取り組んでまいりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。 (注)「三重テラス」は、9月28日(土)にオープンすることを8月12日に発表しました。	施策の参考とする
79	2013/6/20	電子メール	要望	首都圏営業拠点説明会について	私は陶芸家です。今日、首都圏営業拠点の説明会を聞きました。新聞等で知事本人が宣伝をしているので期待をしていきましたが残念な結果でした。いちいち作品一点ごとに書類が必要なことやPL法をクリアしなければならず、また、販売利率も商品ごとに違うなどなかなか出品しづらい条件でした。参加者の中には名古屋での出店失敗の件を言った人もいました。大手の商品ならとなりの百貨店で買えます。三重県に埋もれている産品を置かないと首都圏営業拠点の役目がないように思います。期待をしていますのでご一考頂ければ幸いです。	雇用経済部	三重県営業本部担当課	先日は大変お忙しいなか「首都圏営業拠点説明会」にご参加いただきまして、誠にありがとうございました。営業拠点は、県内各地の「食」や「観光」、「歴史」、「文化」、「産業」といった多様な魅力を、来館者に「買う」、「食べる」、「体験する」といったことを通じて知っていただき、県内への誘客の促進や県産品の販路拡大につなげていくものです。県内には、魅力的な地域の産品などが数多くあると考えており、現在、各市町や商工団体などの担当者の方々と意見交換、情報交換を重ねて、その掘り起こしに努めているところです。こうした産品を営業拠点に出品していただき、その魅力を来館者に伝えるため、商品の特徴や安心・安全面への配慮などについてご記入いただくなどの一定の手続きをお願いしておりますので、何卒ご理解を賜りたくお願いを申し上げます。今後も、皆様方からのご意見をともに、魅力のある営業拠点となるよう取り組んでまいりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。	施策の参考とする
80	2013/7/3	電子メール	提案意見	デザインコンペについて	三重県には大工さんのすばらしい技術があります。それを後世に受け継いでいかなければなりません。ある県では、県が率先して木のデザインコンペなどを行っています。伝統工芸の技術は貴重な日本の財産ですので、他県のようにデザインコンペをしていくことは大切だと思います。	雇用経済部	地域資源活用課	国及び県では、郷土の風土と歴史の中で育かれながら、脈々と引き継がれた伝統工芸品を日本の貴重な産業・財産と考え、それらを指定し、その振興を図っているところです。その中でも例で挙げていただいています伊勢形紙は、全国生産のほとんどが三重県で行われている、三重県を代表する伝統工芸品です。この技術を後世に引き継いでいくためには、高齢化により減少していく技術者が、技術で生計を立てていけるだけの収入を得られる道筋をつけることにより、後継者が生まれる環境作りを行っていかねばならないと考えています。既にご存じとは思いますが、そもそも伊勢形紙は、着物の生地を染めるために用いられている染色用具です。しかしながら、近年では、特にそのデザイン性が注目され、染色用具だけでなく、美術工芸品や建築建具、インテリアなどに使用されており、そうした動きが伝統工芸に新たな使用価値を生み出しています。そこで、県におきましては、産地組合や技術者に対して、現在のライフスタイルにあった新たな提案をしていくことの必要性を認識してもらうことが大切であると考え、昨年度から、クリエイターやデザイナーを活用し、販売につながる新しい商品開発や販路開拓について支援を行っているところです。今回の提案である伊勢形紙のデザイン性を高めていくためにコンペをしてはどうかという内容につきましては、クリエイター・デザイナーとの連携を通じた新商品開発をモデル事業として支援した上で、販売につながる商品アイテムが増えてくるのに合わせて、検討を行っていくと良い内容だと理解をしています。今後も、伊勢形紙をはじめ様々なすばらしい技術を絶やすことのないよう、振興を図ってまいりますので、ご支援をお願いします。 (参考)三重県伝統工芸品紹介HP <a href="http://www.pref.mie.lg.jp/CHISHI/HP/dento/index.htm">http://www.pref.mie.lg.jp/CHISHI/HP/dento/index.htm</a>	施策の参考とする
81	2013/7/3	電子メール	提案意見	三重県の観光政策について	今年は20年に1度の伊勢神宮の遷宮の年です。三重県にとって大イベントです。これをどうとらえるか人それぞれ違いますが、このチャンスを活かすべきだと思います。確かに観光客は増えていますが、これを一過性で終わらせたなら駄目です。もう一度行ってみたいと思っただけのよう、三重の素晴らしさ、優れた伝統文化、芸術、自然の美しさ等をPRすべきです。小さくてもキラリと光るものがあれが良いと思います。県職員も全員観光法被を着るぐらいの観念の変換が必要だと思います。	雇用経済部	観光政策課	貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。三重県では、神宮式年遷宮の効果を一過性のものに留めず、遷宮後においても観光入込客数を維持していくために、今年4月から3年間、官民一体となって「三重県観光キャンペーン～実はそれ、ぜんぶ三重なんです！～」を展開しています。本キャンペーンでは、式年遷宮で全国的に注目が高まる好機を生かして、三重県の認知度を高めるとともに、伊勢神宮以外にもすばらしい観光資源がたくさんあるということ「実はそれ、ぜんぶ三重なんです！」という愛称に込めています。また、今秋に開設する東京・日本橋の首都圏営業拠点「三重テラス」や名古屋の「桜通りカフェ」等と連携しながら、大都市圏への情報発信を行っています。さらに、県内70カ所の「みえ旅案内所」にて「みえ旅パスポート」を発給することで、来訪者の周遊性・滞在性を向上させるとともに、県内に「みえ旅おもてなし施設」(約750施設)を設置することで、「おもてなし」の向上に取り組み、神宮式年遷宮後も多くの観光客に訪れていただける、魅力あふれた観光地の構築を目指しています。今後も、「三重県観光キャンペーン」を盛り上げ、三重県を訪れた方々に満足していただけるよう、よりいっそう努めてまいります。	すでに実施している

82	2013/7/29	面談 来訪	提案 意見	三重観光 キャンペーンについて	「実はそれ、ぜんぶ三重なんです」のバッチですが、アスト津2Fの津市観光協会と三重県観光連盟で販売されていると聞きました。県庁に来る人が、アスト津まで行って購入するのは少ないと思います。もっと県の関係部署が連携して、どうしたらこのバッチを県民の皆様知って頂き、購入することが出来るのか考えてもらいたいです。知事がいくらPRしても知ってもらうことから始めないと作製した意味がないと思います。県庁に来られた方にも販売するなどの検討をしていただきたいです。また、県庁の県民ホールにパンフレット等を置いて誰も気がついてくれません。もっと県を上げてロビー等に展示するなど県民の皆様に分かりやすい場所に置かないと誰も気がつかず案内のパンフレットを取ってくれません。このPRパンフレット等も私たちの県税からでていることを忘れてはいけません。この取組はとても良いと思いますが、もっとPRの仕方を考えないと私たちの県税が無駄になりかねません。もっと各自治会や教育現場等にもPRをお願いして、三重県全体で支えていくことが大切なのではないでしょうか。絵に描いた餅にならないようにしていただき、もっともっと三重県の良さをPRしてください。	雇用 経済 部	観 光 誘 客 課	この度は、貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。三重県観光キャンペーンピンバッジは、県内32施設の観光案内所や道の駅等で7月19日から販売を開始していますが、ご意見いただきましたとおり、まだまだPRが不十分な面もあり、皆様に広く認知されていないのが現状です。今後、より多くの方にピンバッジを手にしていただけるよう、(公社)三重県観光連盟が発行する、季刊紙「観光三重」への掲載を行う等、関係機関と連携しながら、積極的なPRを行ってまいります。加えて、県庁内での販売方法の検討も含め、販売場所の増加にも取り組んでまいります。また、三重県観光キャンペーンのPRにつきましても、現在、県庁をはじめ、県内各市町案内所、高速道路のSA・PA、近畿日本鉄道の主要駅等でのパンフレットの配置や、8月に本県で開催される「日本PTA全国研究大会」でのPR等に取り組んでいますが、同様、まだまだ不十分であり、皆様のご協力をいただきながら、より効果的なPRに取り組んでまいります。本キャンペーンを通じて、より多くの皆様に三重の魅力を感じていただけるよう、関係各所と連携、協力を図りながら、県全体で盛り上げていきたいと考えていますので、本キャンペーンへのご理解とご協力のほど、よろしくお願い致します。	施策 の参 考と する
83	2013/6/10	電話	要望	公共工事について	県の公共工事について一括して分かる様にして下さい。県に問い合わせましたが、自分の課の分だったら分りますが、集約していないと言われました。今後の対応として、ITを活用して集約した情報を県のホームページで公開するように検討して下さい。	県土 整備 部	公 共 事 業 運 営 課	このたびはご意見をいただきましてありがとうございます。県土整備部および農林水産部で予定している公共工事については、実施予定箇所を事務所ごとに一覧にしたものを、年度当初にマスコミを通じて公表するとともに、県のホームページで公開しています。併せて、他の発注機関も含め、一定金額以上の県の公共工事の発注見通しについて、発注機関ごとに年4回、県のホームページで公表しております。また、県の公共工事の入札公告・入札結果の情報は、県のホームページの入札情報サービスのページでご覧頂けます。 <アドレス> (実施予定箇所) <a href="http://www.pref.mie.lg.jp/JIGYOS/HP/yotei13/index.htm">http://www.pref.mie.lg.jp/JIGYOS/HP/yotei13/index.htm</a> (公共工事発注見通し) <a href="http://www.pref.mie.lg.jp/KENGYO/HP/hachu/index.htm">http://www.pref.mie.lg.jp/KENGYO/HP/hachu/index.htm</a> (入札情報サービス) <a href="http://www.cals.pref.mie.jp/ppis/index.html">http://www.cals.pref.mie.jp/ppis/index.html</a>	施策 の参 考と する
84 (71)  (A)	2013/7/3	面談 来訪	苦情	職員の対応について	職員が対応時に机に肘をついて対応しました。その場で注意しましたが、再度肘をついて対応しました。これは、県民対応に際して癖になっていると思います。職員の対応がなっていません。職員の対応について県としての考え方を聞きたいです。	県土 整備 部	建 築 開 発 課	職員の対応に不快な思いをされたことについてお詫び申し上げます。職員の接遇マナーにつきましては、県民の皆様にご不快を与えることがないように研修や職員ミーティング等の場で周知徹底し、接遇マナーの向上に努めてまいります。	す で に 実 施 し て い る
85	2013/6/27	電 子 メ ール	提案 意見	県道の植栽 伐採について	塩浜街道において、植栽は緩衝的役割として必要だと思っておりますが、現在のブラタナスは夏は横枝が出て自転車等二輪車の通行には事故の誘因にもなりかねず、危険だと常々思っていました。また、冬はその枯葉が大きく、かさばり、且つ風でかなり飛ばされその清掃に苦勞しているのも現実です。木自体もぐらぐらしており大型台風には不安でもあります。そのような観点からブラタナスの伐採は賛成ですが、温暖化対策としてもなんらかの植栽は必要と考えます。先にも述べましたように二輪車事故を防ぐには車道或いは歩道を少し拡張し、自転車専用レーンを設置してはとも考えます。市道でもほんの一部ではありますが自転車レーンを設けたようです。23号線で何かあると未だにバイパス道路として騒音、排ガス、土埃に悩まされており、それらの緩和の役割は重要で、植栽は欠かせません。更に考えれば大津波・地震の時のコンビナートからの漂流物、罹災からの緩衝地帯になる様な方策も考慮して頂ければと考えます。道路が狭いのが難点であれば、住宅の少ない方の歩道を少し狭く(それはそれで問題はあるでしょうが)するとか、同じである必要はないわけで(国の道路に関する規制緩和もなされた様にも聞きます)有効に活かせればと思います。脱過疎化のためにも住みよい街づくりに宜しくご配慮ください。	県土 整備 部	四 日 市 建 設 事 務 所 保 全 室	県では、地元自治会と四日市市(塩浜地区市民センター)等との間で、今年3月から、塩浜街道(主要地方道四日市楠鈴鹿線)の街路樹について協議を行っているところであり、今回いただきましたご意見の主旨は、この協議の場での参考とさせていただきます。	施策 の参 考と する
86	2013/6/10	電 子 メ ール	要望	河川道路の 水溜りについて	加茂川の河川堤防の道路に水溜りができています。周辺には小学校、郵便局、近鉄加茂駅などが在り、また、多数の住民が早朝、夜間にウォーキングをしています。しかし、河川堤防敷きであるとの理由で何の対策もとってくれません。小さな水溜りなら避けて通行しますが、大きな所では水深約30センチ、幅は道路の8割にもなります。しかも両側の雑草が自動車の泥水を反返します。雨降り後水溜りは小さいものを数えれば約10箇所、距離約50メートルになります。水溜りの解消をお願いします。	県土 整備 部	全 志 室 摩 建 設 事 務 所 保	ご指摘いただいた道路は、河川巡視や水防活動、災害復旧工事等を行うための河川管理用の道路であり、一般の方々にご利用いただいている道路とは異なるものです。そのため、水防活動を阻害する恐れがあるなど、河川管理上の支障がある場合には修繕を行っていますのでご理解をお願いします。	施策 の参 考と する
87	2013/7/26	電 子 メ ール	提案 意見	医療費助成 について	県立こころの医療センターの事務のミスにより、利用者に支給されるべき福祉医療費の助成金が支給されませんでした。指摘は4月にされていたとのことですが、なぜ指摘を受けるまでわからなかったのですか。指摘がなければ支給されずに終わっていたのですか。また、指摘されてからの対応が遅すぎるように思います。入院患者数も多く、気がつかなかったではすまないと思います。支給されなかった助成金は補償して行くことですが当然だと思います。その具体的なスケジュールを示して下さい。患者さんの立場に立った対応をしてほしいと思います。	病 院 事 業 庁	こ こ ろ の 医 療 セ ン ター	この度、当センターが行うべき市町への助成申請の手続きに関し、事務処理上の過失により助成を受けられなかったという事案が発生したことについて、患者の皆様には多大なご迷惑をおかけしたことを心からお詫び申し上げます。今回の事案が発生した原因としましては、当センターから市町へ送付する領収証明書について、作成事務を委託している受託会社の医事業務電算システムに対する知識不足による操作ミス及びその発行に遺漏がないか最終的に確認するチェック体制の不備があったためと考えています。現在、各市町への調査を行っており、調査完了後、順次、対象者の方に連絡、説明し、必要な補償をさせていただきたいと考えています。	今 年 度 内 に 反 映 し た い
88	2013/7/26	電話	提案 意見	農業の活性 化を通じた 地域振興について	過疎化や高齢化が進む地域においては、農業の活性化が不可欠であり、このことが実現できれば、地域での若者の雇用が確保され、地域の振興にもつながるものと考えます。愛知県安城市では、以前から農業に関して先進的な取り組みを行っています。県議会でも安城市にある産業文化施設を見に行き、その先進的な取り組みが県内の市町でも展開されるよう、ぜひ議論をしてください。	議 会 事 務 局	議 会 事 務 局	いただきましたご意見は、議員に周知します。	す で に 実 施 し て い る

89	2013/6/28	電話	提案意見	県の財政状況に対する認識について	県の財政は公債の比率が高まっています。今後、高齢化が進む中、将来の県財政を展望した県政運営の議論が行われているとは思えません。毎年、借金に頼った予算が決まっていますが、返す見込みも含め、きちんと議論されているのでしょうか。財政に関する数値をしっかりと理解したうえで、議会での議論を行ってください。	議会議務局	議会議務局	いただきましたご意見は、議員に周知します。	すでに実施している
90	2013/6/28	電話	提案意見	議員の連絡先について	個々の議員に対して個別に意見を言いたいのですが、みえ県議会だよりには議員全員の連絡先が掲載されていません。新聞などに掲載したら良いと思います。	議会議務局	議会議務局	みえ県議会だよりは、県議会活動について県民の皆さんにご紹介する広報紙で、紙面も限られることから、全ての議員の連絡先の掲載は難しいと思われるのでご理解ください。なお、県議会のホームページには全ての議員の連絡先を掲載しています。いただきましたご意見は、議員に周知します。	反映は困難である
91(92)	2013/6/17	電子メール	要望	県立高校の統合について	県立高校の統合について、地域協議会で昨年まで議論され、「統合すべし」との結論が出され、5回の市民説明会、パブリックコメント募集を経て、27年度統合見送りを挟みながら、統合自体への大きな異論は出ず、県立高校の設置者である三重県教育委員会から、28年度統合と新高校の場所について昨年度末に発表されました。保護者、地元はそれを了として受け止めています。しかし、一部の人が統合の再考を迫る動きをしています。よもや発表事項が変更になることになれば、これから地元での高校進学を控えた子ども、保護者、中学校関係者は大混乱であり、県立高校教育への不信感しか残りません。子ども達の将来、この地域の将来に、傷や禍根を残さないためにも、発表された28年度統合と新高校の開校場所が揺るがないことを、県教育委員会の見解として広く示してください。また、地元選出の県議会議員はこのことに関して、何かやってもらっているのですか。何かやってもらっているなら、この際示して欲しいと思います。	議会議務局	議会議務局	いただきましたご意見は、既に地元の名張市・伊賀市選出議員に周知していますが、他の議員にも周知します。	すでに実施している
92(91)	2013/6/17	電子メール	要望	県立高校の統合について	県立高校の統合について、地域協議会で昨年まで議論され、「統合すべし」との結論が出され、5回の市民説明会、パブリックコメント募集を経て、27年度統合見送りを挟みながら、統合自体への大きな異論は出ず、県立高校の設置者である三重県教育委員会から、28年度統合と新高校の場所について昨年度末に発表されました。保護者、地元はそれを了として受け止めています。しかし、一部の人が統合の再考を迫る動きをしています。よもや発表事項が変更になることになれば、これから地元での高校進学を控えた子ども、保護者、中学校関係者は大混乱であり、県立高校教育への不信感しか残りません。子ども達の将来、この地域の将来に、傷や禍根を残さないためにも、発表された28年度統合と新高校の開校場所が揺るがないことを、県教育委員会の見解として広く示してください。また、地元選出の県議会議員はこのことに関して、何かやってもらっているのですか。何かやってもらっているなら、この際示して欲しいと思います。	教育委員会	教育総務課	県教育委員会では、名張桔梗丘高校と名張西高校を平成28年度に統合し、新しい高校を現名張西高校の校地に開校することについて、本年3月14日に決定し、公表したところです。統合の年度や新しい高校の設置場所等の決定にかかる経緯や考え方について説明してほしいという要望をこれまでいただいており、その都度、御理解いただけるよう説明に努めてまいりました。県教育委員会といたしましては、名張桔梗丘高校と名張西高校を統合し、新しい高校を設置することにつきまして、決定した内容が十分に理解されるよう、今後も地域からの求め等に応じ、適切に対応してまいります。また、新しい高校のより具体的な内容につきまして、地域や教育関係者の声を聞きながら検討を進め、周知を図ってまいります。	施策の参考とする
93(101)	2013/7/8	電子メール	提案意見	県立高校のクラブ活動補助金及び教職員の研修費について	県立高校のクラブ活動補助費についてですが、何に使ったかの明細(領収書など)をちゃんと提出させているのでしょうか。公金ですから、ちゃんと領収書等を提出させるよう徹底をお願いします。また、県立高校の養護教諭と司書の出張が多くて業務に差し障ります。自己研鑽の出張はこのご時世、自費で行ってもらうようにして下さい。税金を使っていくのはおかしいです。	教育委員会	予算経理課	「県立高校のクラブ活動補助費」についてお答えいたします。県立学校には、公費とは別に、PTA費、後援会費など私費の取扱いがあります。ご意見いただきましたクラブ活動補助費については、文面から判断しますと、私費と思われる。県教育委員会では、このような私費についても、公費に準じた適正な会計処理を行うよう「学校諸費(私費)等に関する取扱い要領」を定めています。県立学校においては、この要領に基づき、会計処理を実施するとともに、支出書類に領収書が添付されているか等、適正な処理を確認するために、複数者によるチェックも行われています。引き続き県立学校に対し、この要領に基づき会計処理が適正に行われるよう指導してまいります。	すでに実施している
94	2013/7/11	電話	提案意見	教員採用試験について	もうすぐ教員採用試験がありますが、この大変な暑さの中で試験を受けるのです。会場にはクーラーも扇風機もありません。これで本当の力が出ますか。他県では冷房していると聞きました。なぜ三重県はできないのでしょうか。お金を払ってもいいですから冷房をしてほしいです。もしくは冷房のある施設で試験を受けさせてあげたいです。今は一日中冷房しているのが普通の世の中です。人生をかけた試験なので、冷房くらいしてほしいです。それに、飲み物も用意されていないのです。自動販売機には鍵がかけたと聞きました。せめて自販機を使えるようにしてください。脱水で死ぬようなことがあったらどうするのですか。ペットボトルを何本も持たせることなどできるはずがありません。暑さでポーとなってくると試験官も間違えると思います。どうか、扇風機くらい設置して下さい。	教育委員会	教職員課	ご意見ありがとうございます。第1次選考試験については、3,000人を超える受験者を収容する必要のあることから、4つの県立高等学校を会場にしています。会場となっている県立高等学校には、エアコンの設置されている学校と設置されていない学校がありますので、公平を期すためにいずれの会場においてもエアコンを使用していません。そのため、採用選考試験実施要項にも記載してあるように、試験においてはネクタイ、上着等の着用を不要としています。飲み物の自動販売機については、試験当日にすべての会場校でご利用いただけるようにしました。また、面接試験については、複数の面接官が、予め定めている評価の観点や基準に照らして評価を行っているところです。今後とも、公平・公正な教員採用選考試験の実施に努めてまいりますので、ご理解をお願いします。	反映は困難である
95	2013/7/8	電話	要望	暑さ対策について	教員採用の試験会場は学校ですが、エアコンの有る学校と無い学校があり、交通手段もバスや徒歩で行くのですが、バスを降りてからも10~15分歩かないといけません。午前がテストで、午後面接ですが、自分の面接の番が来るまで扇風機も無い暑い体育館で1時間以上待たないといけません。この暑い時期に熱中症になる心配があります。暑さでポーとなってくると間違いも起きますから、ミスをしないうえにも扇風機だけでも設置して下さい。	教育委員会	教職員課	ご意見ありがとうございます。第1次選考試験の会場については、3,000人を超える受験者を収容する必要のあることから、津市内の比較的交通の便利な県立高等学校を会場にしています。会場となっている県立高等学校には、エアコンの設置されている学校と設置されていない学校がありますので、公平を期すためにいずれの会場においてもエアコンを使用していません。扇風機についてもご意見をいただきましたが、すでにエアコンの設置されている学校もあることから、すべての試験会場に扇風機を設置することはできない状況です。そのため、採用選考試験実施要項にも記載してあるように、試験においてはネクタイ、上着等の着用を不要としています。また、面接試験については、複数の面接官が、予め定めている評価の観点や基準に照らして評価を行っているところです。今後とも、公平・公正な教員採用選考試験の実施に努めてまいりますので、ご理解をお願いします。	反映は困難である
96(48)	2013/7/9	電子メール	提案意見	教員の資格の問題について	無資格の教員が授業をしていた問題について、知事・教育長とも明確に回答していません。事を収束の方向に持っていくことしか念頭にありません。正規職員を増やすとのことですが、なぜ今までわからなかったのですか。また、私立学校はどのようにするのですか。明確な考えを求めます。	教育委員会	教職員課	ご意見ありがとうございます。今回の事案につきまして、学校教育に対する信頼を損なうことになり、当該生徒の皆様をはじめ、関係者の方々並びに県民の皆様にご心配申し上げます。今回の事案を受けて、全県立学校に各授業と担当者の免許との確認を依頼し、7月5日に調査結果を公表したところです。今後は、県立学校長会議などあらゆる機会を捉えて、コンプライアンスの徹底を図るなど、再発防止に取り組んでいきます。	すでに実施している



97	2013/6/21	電子メール	照会	落札資格について	ある県立学校の公園遊具点検委託において、落札資格欄に「日本公園施設業協会認定の専門技術者（公園施設製品安全管理士又は公園施設製品整備技士）資格を有する者を配置できること。」と記載されていますが、なぜ、国家資格とか県認定資格ではない民間企業の認定資格が落札資格として記載されるのでしょうか。このままでは入札に参加できませんので、今後見直してください。	教育委員会	学校施設課	ご意見いただいた内容を踏まえ、今後、県立特別支援学校等において遊具点検等業務を発注する際の資格要件は、事業者の参入機会や点検技術を確保するため、次のいずれかを満たすこととします。1 一般社団法人日本公園施設業協会認定の専門技術者（公園施設製品安全管理士、または、公園施設製品整備技士）を配置すること2 次のいずれかに基づき遊具点検業務を履行した実務経験を有する者を配置すること(1) 都市公園における遊具の安全確保に関する指針改訂版（国土交通省編）(2) 公園遊具点検実施規準（三重県県土整備部編）(3) 遊具の安全に関する規準JPFA-S：2008（一般社団法人日本公園施設業協会編）	県民の声を受けて実施した
98	2013/6/20	電話	提案意見	無免許講師による授業について	県立高校の家庭科の無免許講師のことですが、あまりにも生徒が哀れです。卒業した生徒もいるのではないですか。一体どうするつもりなのですか。一県民として生徒には申し訳なく思います。今回の件は校長や他の教師も知っていて、見て見ぬふりをしていたのではないですか。この高校の職員には全員が10か月間25%の減給等の連帯責任をとらせるべきです。連帯責任ならば自分のしたことによって周りの人にも迷惑をかけるのでこのようなこともなくなると思っています。他の高校でもこの様なことがあるのではないですか。私の周りの人も氷山の一角ではないかと言っています。二度とこの様なことがおこらないよう防止策を講じるべきです。	教育委員会	高校教育課	ご意見ありがとうございます。今回の事案につきまして、学校教育に対する信頼を損なうことになり、当該生徒はもとより、関係者の方々並びに県民の皆様には心からお詫び申し上げます。該当する授業を受けていた在校生については、生徒の負担を十分に鑑みて補充授業等をおこなう予定です。また、卒業した生徒については、校長が既に卒業認定を行っていることから、卒業認定や当該科目の単位認定には影響がありません。県教育委員会としましては、今回の事案を受けて、全県立学校に各授業と担当者の免許との確認を依頼しているところであり、近日中に調査結果を公表する予定です。今後は、県立学校長会議などあらゆる機会を捉えて、コンプライアンスの徹底を図るなど、再発防止に取り組んでいきます。（注）調査結果については7月5日に公表しました。	今年度内に反映したい
99	2013/7/11	電子メール	照会	高等学校の生活指導の実態について	高校生が夜の遅い時間までアルバイトをしているのを見かけます。高校生がアルバイトをすることは、生活費や進学費を稼ぐのが目的であれば納得します。しかし、昨今、高校生でも高価な衣類やスマートフォンを持つのが当たり前ようになってきていて、社会勉強の名目で、遊行費やこれらを購入、維持するためにアルバイトをしている人も多いと思われれます。これだと、勉強が疎かになるだけでなく、お金を持つことで品行の悪化や悪質な誘惑に出会う機会が増えますので、高校生のアルバイトは、学校または教育委員会で規制して欲しいと思います。三重県の意見を聞かせてください。（1）三重県の学校や教育委員会は、高校生の遊興費目的のアルバイトを認めているのでしょうか。（2）アルバイトについて、学校は生徒に対してどういった指導をしているのでしょうか。（3）アルバイト先（生徒を雇っている会社）に対して、学校や教育委員会はどういった指導をしているのでしょうか。（4）学校や教育委員会などの組織、または、一顧客として教師や職員が、アルバイトをしている生徒を目撃した場合は、どのような対応をしているのでしょうか。	教育委員会	生徒指導課	高校生のアルバイト指導に対するご意見ありがとうございます。各県立高等学校におきましては、アルバイトについて各校でそれぞれ規定を設け、指導を行っているところです。アルバイトについては、勤労の尊さを学ぶ一面もありますが、高等学校においては学校生活の中で、自立した社会人として将来設計できる力を育てていくことが第一義であると認識しており、規定違反の生徒については各校の規定に則って指導を行っています。指導に際しては、事実確認に基づいて実施しており、目撃があった場合も、本人への事実確認後に指導を行っています。また、雇用先となる事業所において、三重県青少年健全育成条例や児童福祉法違反に該当すると考えられるような場合には、警察等関係機関と連携した対応を行っています。今後とも、三重県の教育にご協力の程よろしく申し上げます。	すでに実施している
100	2013/6/24	電話	提案意見	県立高校の生徒のマナーについて	ある県立高校の生徒が、帰宅時に騒いだり道を塞いだりするため、大変迷惑です。学校に連絡し、対応をお願いしていますが、下校時刻に教員が通学路にある商店の前に立つだけで、部活動を行っている生徒は下校時刻が遅いため、迷惑行為は改善されません。部活の顧問からも生徒に注意するようになっていただくなど、県の教育委員会からも学校に指導をお願いいたします。	教育委員会	生徒指導課	ご指摘のありました高等学校につきましては、毎日の下校時間帯に最寄り駅と近隣商店前に職員が立ち、交通安全及びマナー向上について指導を行うとともに、必要に応じて随時、校外巡視を行って交通安全およびマナー向上についての指導に努めております。また、生徒の交通安全およびマナー向上を目指し、全校集会及びホームルーム活動等を通じて、登下校時のマナー等について度々指導を行っているところです。ご指摘のありました件については、当該校に伝えるとともに、地区別高等学校生徒指導連絡協議会において、各学校の登下校時における交通安全およびマナー向上の取組を進めるよう指導していきます。今後とも、高校生の交通安全およびマナー向上に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力の程よろしく申し上げます。	すでに実施している
101(93)	2013/7/8	電子メール	提案意見	県立高校のクラブ活動補助金及び教職員の研修費について	県立高校のクラブ活動補助金についてですが、何に使ったかの明細（領収書など）をちゃんと提出させているのでしょうか。公金ですから、ちゃんと領収書等を提出させるよう徹底をお願いします。また、県立高校の養護教諭と司書の出張が多くて業務に差し障ります。自己研鑽の出張はこのご時世、自費で行ってもらうようにして下さい。税金を使っていくのはおかしいです。	教育委員会	研修推進課	「教職員の研修費」についてお答えします。学校の教職員は、その職責を遂行するため、法律により、研究と研修に励まなければならないと定められており、その専門性を高めることを目的に絶えず研修に努めています。そのため、校長は、学校全体の教育力を高めるため、教職員に対し職務として研修を受けることを命ずる場合があります。この場合は出張として旅費が支払われます。養護教諭、学校司書は極めて高い専門性を求められる職種であり、職務能力向上のための研修はたいへん重要です。今回ご指摘の件についても、校長の命令によるものと推察されます。県教育委員会では、今後とも、教職員の職務能力向上のため、研修の充実を図ってまいります。	すでに実施している
102	2013/7/25	電話	提案意見	選挙について	今回の選挙で、二重投票を行う者が出たことは大変恥づかしいことです。市の選管の対応は許されるものではないと思います。県からも指導をしてください。二度と同じ過ちがあってはならないと思います。	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	ご意見ありがとうございます。ご指摘いただきました二重投票については、投票用紙を交付する前に、当該選挙人（有権者）が投票済みか否かの確認を行えば防げるものであるところ、確認が不十分なまま投票用紙を交付することにより発生してしまったと報告を受けております。今回のような管理執行上の問題事例につきまして、これまで他の都道府県において同様の事例が多く発生していることから、県選挙管理委員会といたしまして、特にチェック体制に万全を期すよう、文書通知によるほか、市町選挙管理委員会への説明会の場において説明を繰り返し行ってきたところです。しかしながら、結果として、今回、問題事例が発生してしまったことについては、県選挙管理委員会としても非常に残念なことであり、市選挙管理委員会としても問題を真摯に受け止める必要があると考えます。今後、県選挙管理委員会といたしましては、今回の問題事例の発生原因、改善策等について市選挙管理委員会から十分に聴き取り、これらを県内各市町にも情報共有し、再発防止に努めていくことといたします。	すでに実施している

103	2013/7/17	電話	提案意見	選挙公報について	<p>もうすぐ参議院選挙がありますが、選挙公報がまだ届いていません。選挙管理委員会に電話したら、新聞折込かインターネットで見てくださいと言われましたが、新聞を取っていない人やインターネットを見られない人はどうなるんですか。他県では1戸1戸配布しています。こんなことをするのは三重県だけです。大切な国政選挙なのに、こんな怠慢でどうするんですか。投票率が下がっているのはこういうことをしているからです。どうか、公報を各戸配布するようにしてください。</p>	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	<p>選挙公報の配布方法について、ご意見いただき、ありがとうございます。選挙公報は公職選挙法において発行する旨、定められていますが、配布時期については「選挙公報は、都道府県の選挙管理委員会の定めるところにより、市町村の選挙管理委員会が（中略）各世帯に対して、選挙の期日前二日までに、配布するものとする」とされており、配布方法については、「市町村の選挙管理委員会は、（中略）各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別な事情があるときは、（中略）配布すべき日までに新聞折込その他これに準ずる方法による配布を行うことによって（中略）代えることができる。この場合においては、当該市町村の選挙管理委員会は、市役所、町村役場その他適当な場所に選挙公報を備え置く等当該方法による選挙公報の配布を補完する措置を講ずることにより、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるよう努めなければならない。」とされています。なお、ここでいう「特別な事情」とは、職員や自治会等の協力による有権者の各世帯への配布が現実問題として困難であるような状況のことを言います。公報配布時期に戸別配布を行う具体的な手段がないような場合には新聞折込による配布が認められています。もっとも、先の条文においても記述がされているとおり、法律では新聞を購読されていない方への選挙公報の配布の補完措置を求めているところであり、新聞折込を利用する市町においては、役場や出張所、公的機関等への選挙公報の配架や申出者への郵送等による選挙公報の発送等、各市町において補完措置がとられているところです。例えば津市においては、市の広報紙等において選挙公報を新聞折込で配布すること及び、未購読者については、連絡により郵送で配布することを事前に周知をしています。なお、三重県においても戸別配布が可能な市町においては、戸別配布を行っており、他県においても、新聞折込による選挙公報配布が行われている市町村も多くございますこと、併せてお伝えいたします。</p>	反映は困難である
-----	-----------	----	------	----------	--	------------	------------	---	----------